

平成31年度（2019年度）

# 法科大学院履修要覧





平成31年度（2019年度）

# 法科大学院履修要覧



# 平成31年度 法科大学院 履修要覧 目 次

---

<b>I 学則総記</b>	5
学習院学則総記	7
<b>II 専門職大学院学則</b>	9
学習院大学専門職大学院学則	10
<b>III 学 則</b>	17
学習院大学学則	18
<b>IV 学位規程</b>	51
学習院大学学位規程	52
学位論文審査料の基準に関する細則	75
<b>V 履修規程</b>	77
平成31年度入学学生用	78
履修モデル	84
平成30～27年度入学学生用	85
履修モデル	91
<b>VI 履修方法等に関する要項</b>	93



## I

---

# 学則総記

学則の改正が生じた場合、掲示によりお知らせします。



# 学習院学則総記

昭和 28 年 4 月 1 日

施行

改正 平成 13 年 5 月 29 日

本院はすべて社会的地位や身分にかかわりなく広く男女学生を教育することを本旨として、教育基本法及び学校教育法に基づいて次の諸学校の学則の定めるところによつてこれらの男女に幼児の保育から大学教育に至る一貫した教養を与え、高潔な人格、確乎とした識見並びに近代人にふさわしい健全で豊かな思想感情を培い、これによつて人類と祖国とに奉仕する人材を育成することを目的とする。

学習院幼稚園

学習院初等科

学習院女子中等科

学習院中等科

学習院女子高等科

学習院高等科

学習院女子大学

学習院大学

## 附 則

この学則総記は、平成13年5月29日から施行する。



## II

---

## 専門職大学院学則

学則の改正が生じた場合、掲示によりお知らせします。

# 学習院大学専門職大学院学則

平成 16 年 4 月 1 日  
施行

改正	平成 17 年 4 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日
	平成 18 年 10 月 1 日	平成 19 年 4 月 1 日
	平成 20 年 4 月 1 日	平成 21 年 4 月 1 日
	平成 22 年 4 月 1 日	平成 23 年 4 月 1 日
	平成 23 年 5 月 25 日	平成 23 年 10 月 1 日
	平成 24 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日
	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	平成 28 年 4 月 1 日	平成 28 年 10 月 1 日
	平成 30 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日

## 第1章 総 則

(目的)

**第1条** 本専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(構成)

**第2条** 本専門職大学院に、法務研究科（法科大学院）（以下「法科大学院」という。）及びその他の研究科（以下「各研究科」という。）を置く。

2 法科大学院に、法務専攻を置く。

（入学定員・収容定員）

**第3条** 法科大学院の入学定員は、1学年30名、収容定員は90名とする。

（学位）

**第4条** 専門職大学院の学位の授与に関して必要な事項は、別に定めるところによる。

（連絡協議会）

**第5条** 各研究科に関する共通事項を審議するために専門職大学院連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

2 連絡協議会は、別に定めるところに従ってこれを組織する。

（教授会）

**第6条** 各研究科に教授会を置き、所属教員をもってこれを組織する。

2 各研究科に研究科長を置く。

3 各研究科の運営は、別に定める各研究科の教授会規程に基づいて行う。

（教授会の所掌事項）

**第7条** 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

一 学生の入学及び課程の修了

二 学位の授与

三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、また、学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（自己評価等）

**第8条** 各研究科は、教育研究水準の向上を図り、各研究科の目的及び社会的使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、各研究科の教育研究等の総合的な状況や教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を、一定期間ごとに恒常的に受けるものとする。

## 第2章 法科大学院

(目的)

**第9条** 本法科大学院は、法曹養成のための実践的な教育を行うことを目的とする。

(修業年限等)

**第10条** 本法科大学院の学生は、3年以上在学して正規の授業を受け、所定の授業科目について107単位以上を修得しなければならない。在学年数は、5年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、本法科大学院において必要とする法律学の基礎的な学識を有すると認めた者（以下「法学既修者」という。）については、2年以上在学して正規の授業を受け、所定の授業科目について102単位以上を修得しなければならない。在学年数は、4年を超えることができない。

3 法学既修者については、本法科大学院の入学時に所定の授業科目について24単位を修得したものとみなす。

(教育課程・履修方法)

**第11条** 本法科大学院の授業科目は、別表1の通りとする。

2 本法科大学院における授業の詳細については、本大学学則第11条の規定を準用する。

3 履修方法は、別に定める学習院大学法科大学院履修規程（以下「法科大学院履修規程」という。）による。

4 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を、所定の期間内に届け出て、承認を得なければならない。各年度に履修登録できる授業科目の総単位数の上限については、法科大学院履修規程の定めるところによる。

(試験・教育課程修了の認定・学位)

**第12条** 授業科目修了の認定は、試験による。ただし、法科大学院履修規程において特別な認定方法を定めた授業科目については、この限りでない。

2 前項の試験の成績は、秀・優・良・可・不可の5種に分け、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

3 学生は、法科大学院履修規程の定めるところにより、当該年次に配当される必修科目の単位を修得していないとき又は当該年次における成績が一定の水準に達していないときは、次の年次に進級することができない。この場合には、秀又は優の評

価を得た科目の単位を除き、当該年度の取得単位のすべてを無効とする。

4 前項の規定にかかわらず、学生は、第2年次における成績が一定の水準に達している場合において、当該年次に配当される必修科目につき単位を修得していない科目が1科目のみであるときは、第3年次へ進級することができるものとする。

5 教育課程修了の認定は、教授会がこれを行う。

6 本法科大学院において、法科大学院履修規程の定めるところにより、第10条第1項又は第2項に定める修了を要する所定の単位を修得した者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

(単位認定)

**第13条** 本法科大学院は、法科大学院履修規程の定めるところにより、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は学生が本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

(入学)

**第14条** 本法科大学院は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、選考試験に合格した者について入学を許可する。

一 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者

二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者（大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者）

三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与されたと本法科大学院において認めた者

六 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定す

るもの当該課程を修了した者

- 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - 八 文部科学大臣の指定した者
  - 九 その他本法科大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 入学については、本大学学則第25条及び第27条第1項の規定を準用する。
- （休学・留学）

**第15条** 休学については、本大学学則第35条及び第36条の規定を準用する。この場合において、第35条第3項中「4年」とあるのは「3年」と読み替えるものとする。

- 2 留学については、本大学学則第41条の規定を準用する。
- （退学）

**第16条** 病気その他の理由で退学しようとする者は、理由を付し、保証人が連署して学長に願い出なければならない。病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

- 2 本法科大学院を退学した者が再入学を志願する場合は、選考の上、これを許可することがある。
- 3 前項の場合、第10条第1項及び第2項に定める修了に要する単位数には、既修の授業科目の単位数を算入しない。

（編入学等）

**第17条** 本法科大学院に編入学を志願する者については、選考の上、これを許可することがある。

- 2 削除  
（入学検定料・入学金・授業料・研究指導料等）

**第18条** 本法科大学院に入学（再入学を含む。）を出願する者は、所定の手続をふみ、別表2の入学検定料を納付しなければならない。

- 2 既納の入学検定料は返付しない。
- 3 本法科大学院に入学を許可された者は、別表2の入学金並びに別表3の授業料及び施設設備費を納付し、誓約書・保証書及び住民票記載事項証明書を提出しなければならない。
- 4 既納の入学金、授業料及び施設設備費は返付しない。ただし、入学を許可された者が入学を辞退する場合において、所定の期日までに願い出たとき

は、既納の授業料及び施設設備費を返付することがある。

- 5 学生の納付すべき授業料及び施設設備費については、別表3によるほか、本大学学則第66条、第67条及び第68条の規定を準用する。
  - 6 法務研究生の納付すべき研究指導料は、別表4による。
  - 7 第1項から前項までの規定にかかわらず、別に定めるところにより入学検定料、入学金及び授業料を減免することができる。
- （教員組織・運営組織）

**第19条** 本法科大学院に教授（実務家教員を含む。）、准教授及び講師を置く。

（教育・指導・研究施設）

**第20条** 本法科大学院に研究室、演習室、自習室及び模擬法廷教室を置く。本大学の学部その他の施設は、必要に応じ、本法科大学院学生の教育・指導に充てる。

- 2 本法科大学院に法務研究所を置く。
- （法務研修生）

**第20条の2** 本学から法務博士（専門職）の学位を授与された者が、引き続き本法科大学院教員指導の下に研究することを願い出たときは、選考の上法務研修生として入学を許可することがある。

- 2 法務研修生の期間は半年とする。
  - 3 法務研修生については授業料を免除する。
- （法務研究生）

**第20条の3** 法務研修生の期間を終了した者が、引き続き本法科大学院教員指導の下に研究することを願い出たときは、選考の上法務研究生として入学を許可することがある。

- 2 法務研究生の期間は、毎年10月1日から翌年の9月30日までとする。
- （入学定員・収容定員への算入）

**第20条の4** 法務研修生及び法務研究生は、第3条に定める入学定員及び収容定員に算入しない。  
（一般規則の遵守）

**第20条の5** 法務研修生及び法務研究生は、正規の学生と同じく一般規則を遵守しなければならない。  
（細目）

**第20条の6** 法務研修生及び法務研究生についての細目は、別に定める。

(学年・学期・休業日)

**第21条** 本法科大学院の学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 本法科大学院の学期及び休業日については、別に定めるところによる。

(厚生保健施設その他)

**第22条** 本法科大学院の厚生保健施設その他の施設については、本大学学則第96条の規定を準用する。

(奨学制度)

**第23条** 本法科大学院に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する規程は、別に定めるところによる。

(賞罰・除籍)

**第24条** 本法科大学院学生の賞罰及び除籍については、本大学学則第69条、第70条及び第71条の規定を準用する。

### 第3章 その他の研究科

(開設)

**第25条** その他の研究科の開設は、法科大学院の例による。

### 第4章 改正

(改正手続)

**第26条** この学則の改正は、当分の間、各研究科教授会及び学部長会議の議を経て、大学協議会が行う。

**附 則**

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年4月1日以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、第12条第2項は、平成19年4月1日以前の入学者で、平成20年度の在籍者について、平成19年度以前に修得した科目の評価にも遡って適用する。

### 附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の第10条第1項、第12条第3項及び同条第5項の規定は、平成21年度以後の入学者に適用し、平成20年4月1日以前の入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成23年5月25日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成23年10月1日から施行する。

### 附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の第12条第4項の規定は、平成23年度以前の入学者についても適用する。

### 附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表3を適用する。

### 附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の第10条、第12条第6項及び第16条第3項の規定並びに別表1は、平成27年度以降の入学者について適用し、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

### 附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成28年10月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

別表1

授業科目			単位	授業科目			単位
憲法	入門	門門	12	債権	保全	・回収実務	2
憲法	入門	門門	12	民事	模擬裁判	業務	2
憲法	法	法	12	工ク	スターンシッ	法務	1
憲法	法	法	3	公比	訴訟較	12	2
行政	政	法	12	アメ	リリ	12	2
行政	政	法	3	アメ	理力	12	2
行政	民法	入門	12	法借	地理	12	2
行政	民法	入門	23	消商	費則	12	2
民法	事例	・判例研究	1	商企	事業法	12	2
民法	事例	・判例研究	2	企民	業法	12	2
応用	用民	民法	12	民事	総合法	12	2
応用	用民	民法	34	民事	総合法	12	2
応用	用民	民法	2	民支	支払	12	2
応用	用民	民法	2	刑事	手続	12	2
民法	会例	会社法	12	刑刑	法應	12	2
民法	事訴	訟法	12	刑刑	法演	12	2
民法	事訴	訟法	2	刑事	訴訟	12	2
民法	事訴	訟法	2	労労	勵勵	12	2
民法	事訴	訟法	2	労労	税税	12	2
民法	事訴	訟法	2	租租	税濟	12	2
刑法	法入	門門	12	経	濟濟	12	2
刑法	法入	門門	12	知	的財	12	2
刑法	法	法	12	知	的財	12	2
刑法	事訴	訟法	12	刑	際際	12	2
刑法	事訴	訟法	2	刑	際私	12	2
刑法	事訴	訟法	2	刑	際私	12	2
刑法	事	事	2	國	際	12	2
刑法	模擬	擬	2	國	際	12	2
刑法	曹倫	倫	2	國	際	12	2
法学	入学	門門	12	環	境	12	2
法学	入学	門門	12	環	境	12	2
法学	書作	作成	12				
法学	書作	作成	2				
法学	書作	作成	3				
法学	書作	作成	4				
憲法	法判	判例研	12				
行政	政法	判例研	22				
家族			2				

別表2

区分	適用者	金額(円)
入学検定料	平成27年度以後の入学につき出願の手続を行う者 (同年度内1回目)	35,000
	平成27年度以後の入学につき出願の手続を行う者 (同年度内2回目以後)	10,000
入学金	平成16年度以後の入学につき入学の手続を行う者	150,000

別表3

区分	年額(円)	分納額及び分納期	
		第1期 4月30日まで	第2期 9月30日まで
授業料	1,114,000	557,000	557,000
施設設備費	186,000	186,000	—

別表4（法務研究生）

区分	金額(円)
研究指導料	60,000



## III

## 学則

学則の改正が生じた場合、掲示によりお知らせします。

# 学習院大学学則

昭和 60 年 4 月 1 日  
施行

改正	昭和 60 年 5 月 27 日	昭和 60 年 10 月 31 日
	昭和 61 年 4 月 1 日	昭和 62 年 4 月 1 日
	昭和 63 年 4 月 1 日	平成 元年 4 月 1 日
	平成 元年 6 月 1 日	平成 元年 10 月 27 日
	平成 2 年 4 月 1 日	平成 2 年 5 月 30 日
	平成 3 年 4 月 1 日	平成 3 年 10 月 30 日
	平成 4 年 4 月 1 日	平成 4 年 10 月 30 日
	平成 5 年 4 月 1 日	平成 5 年 10 月 29 日
	平成 6 年 3 月 28 日	平成 6 年 4 月 1 日
	平成 7 年 4 月 1 日	平成 8 年 4 月 1 日
	平成 9 年 4 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日
	平成 11 年 4 月 1 日	平成 12 年 4 月 1 日
	平成 13 年 4 月 1 日	平成 14 年 4 月 1 日
	平成 15 年 4 月 1 日	平成 16 年 4 月 1 日
	平成 17 年 4 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日
	平成 19 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
	平成 21 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	平成 23 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日
	平成 25 年 4 月 1 日	平成 26 年 4 月 1 日
	平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
	平成 29 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月 1 日
	平成 31 年 4 月 1 日	

## 第1章 総 則

**第1条** 本大学は、総記の精神に基づき精深な学術の理論と応用とを研究教授し、有用な人材を育成し、もって文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。

**第2条** 本大学は、学習院大学と称する。

**第3条** 本大学は、東京都豊島区目白1丁目5番1号に置く。

## 第2章 学部・学科の組織及び教育研究上の目的

**第4条** 本大学に、法学部・経済学部・文学部・理学部・国際社会科学部の5学部を置く。

## 第5条 法学部に法学科・政治学科

経済学部に経済学科・経営学科  
文学部に哲学科・史学科・日本語日本文学科・英語英米文化学科・ドイツ語圏文化学科・フランス語圏文化学科・心理学科・教育学科  
理学部に物理学科・化学科・数学科・生命科学科  
国際社会科学部に国際社会科学科  
を置く。

**第5条の2** 本大学各学部・学科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

一 法学部における教育の目的は、法と政治を中心とする専門分野を深く掘り下げながら、できるだけ広い視野で現代社会の諸現象・諸問題を把握・

分析する高度な能力を養うことにある。すなわち、温かい人間性を涵養しつつ、たえず真理を追求する気持ちを失わずに、自分で問題を発見し、検討し、適切な判断ができる能力を持った人材を、少人数教育を通して育成する。

法学科は、法の理念、法の体系としくみ、法による具体的な争いの解決について学び、幅広い教養と国際感覚に基づいたリーガル・マインドを身につけ、社会の様々な分野で法的知識やリーガル・マインドを存分に發揮して活躍する優れた人材を育成する。

政治学科は、政治学・社会学の様々な科目を学ぶことを通じて、社会に対する深い洞察力と幅広い教養を備え、高い指導力と問題解決能力を持った人材を育成する。

二 経済学部は、現代社会が直面する国内及び海外の様々な経済・経営問題を主体的に捉え、自ら調べ、解決する能力及びそのための豊かな創造力を持ち、かつ、高い倫理性を備えた人材を育成する。

経済学科は、現代社会が直面する国内及び海外の様々な経済問題に対して、理論的理解、実証的把握、政策課題の設定、有効な解決策の検討等の諸側面にわたる能力を身につけ、諸課題に主体的に取り組む積極性を持ち、かつ、高い倫理性を備えた人材を育成する。

経営学科は、現代社会が直面する国内及び海外の様々な経営問題に対して、理論的な知識や実証的手法を身につけ、経営及び関連する制度上の諸課題について自ら問題を設定・分析する能力及びそのための豊かな創造力を持ち、かつ、高い倫理性を備えた人材を育成する。

三 文学部の行う教育の目標は、人文科学諸分野の研究内容を理解し、研究方法を取得した学生自らが、人文科学研究の創造を行うところにある。文学部各学科で文化創造の経験をさせることによって、社会の一員として、社会全体の文化を考え、文化を支え、文化を創造する担い手を育てることを目的とする。

哲学科は、東西の哲学・思想史及び美学・美術史の領域における知識と考え方を教え、学生が各自の研究課題を自立的に追究できるよう指導することによって、専門知識を生かして活動する人材の育成はもとより、広くよりよく生きる力とし

ての教養と思索力を身につけた社会人の育成を目指す。

史学科は、歴史学が蓄積してきた成果を受け継ぐとともに、あらたな時代の要請に応えられる歴史研究を目指し、学生には文献など諸資料の分析をつうじて自主的な歴史のとらえ方を身につけさせるとともに、現代社会の状況に的確かつ柔軟に対応できる思考力を備えた人材の育成を目指す。

日本語日本文学科は、古代から現代までの日本語・日本文学・日本文化、国際的な視野に基づいた日本語教育・言語学などに関する授業を通して、実証的で堅実な研究方法を身につけるとともに、創意に満ちた国際的な感覚や学際的な関心を持った人材の育成を目指す。

英語英米文化学科は、4技能にわたる高度で包括的な英語運用能力を養成し、英語圏の文化や社会に関する知識を習得させ、グローバル社会で要請される思考力、判断力及び自己表現能力を発展させるとともに、英語及び英語圏文化の研究によって、今後さらに速まるであろう英語ベースの情報化社会への対応能力のある人材を育成する。

ドイツ語圏文化学科の教育目標は、高いレベルのドイツ語運用能力を養成するとともに、ドイツ語圏における文化的・社会的事象の研究を通して新たな視座を形成することにある。それにより批判的に物事を捉え、自立した問題解決能力・自己表現能力を身につけた人材の育成を目指す。

フランス語圏文化学科の教育目標は、高度な語学力をもとにフランス語圏の文化の多角的な研究を通して、多様な価値観を持つ世界の中に自らを位置づける視野を獲得させることにある。専門性を活用しつつ、複雑化する社会の中で、自立的に世界を切り拓いて行ける人材を育成することを目指す。

心理学科は、心理学の幅広い知識と思考・研究方法を身につけた上で、学生が自らの関心に沿ってテーマを選択し、自立的に研究を進めることができる能力を育むことによって、心理学的な視点で問題解決ができる人材を育成する。

教育学科の教育目標は、教育及び社会に関する幅広い知見と教育に関する専門的な技能を獲得させ、発達の多様な可能性を探求・研究することである。次代を担う人々の成長を促進し共生社会を

形成・創造するための資質・能力をもった人材を育成することを目指す。

四 理学部は、教育においては、物事の根本を論理的・実証的に分析・考察する能力、その結果を総合し実地に活かす技能、考え方や知識を他人に的確に伝える技術を備えた人材を育成する。研究においては、教育及び社会との関わりに最大限配慮しつつ、科学の発展に本質的な形で寄与することを目指す。

物理学科は、自然現象を理解する上で不可欠となる論理的思考力、実験観察の技術及び方法論並びに演習を通じた問題解決能力を身につけ、それらの経験を生かして一般社会においてもリーダーシップを發揮して活躍できる人材を育成する。研究においては、独創性に主眼をおき、深遠である自然法則に対する強い探究心をもって、英知を開くことをを目指す。

化学科は、物質を構成する原子や分子の構造、性質、反応などについての科学的思考力の養成及び実験技術の教育を行い、社会に貢献できる人材を育成する。研究においては、化学の幅広い分野の基礎研究や応用研究を通して、科学の発展に貢献することを目指す。

数学科は、数学を理解する上で重要な論理的思考力・計算力を養成する教育を行い、数学探究の実践から得られる論理的な洞察力を身につけて社会に貢献できる人材を育成する。研究においては、数学の幅広い分野の研究を通して、文化と科学の発展に貢献することを目指す。

生命科学科は、生物を構成する分子と細胞、さらには生物個体について、それらの構造、機能、相互作用などの教育を通して、生命現象を深く理解する人材を育成する。研究においては、生命科学の幅広い分野の基礎及び応用研究を通して、科学の進歩と社会の発展に貢献することを目指す。

五 國際社会科学部は、広い視野から国際的な発想ができるなどを活かして、国際的なビジネスで活躍できる人材を育成することを基本の目的とする。社会科学と語学教育を融合させたカリキュラムにより、グローバルな問題を理解し探究するための社会科学的な基礎学力を育み、また、それを活かしてグローバル環境において活躍できるコミュニケーション能力を育むことをを目指す。研究におい

ては、国際間の違いが、経済的・社会的な活動に大きな影響を持っていることを、社会を分析する様々な視点から理解することで、諸問題への解決策を考えることを目指す。

第6条 各学部及び学科の収容定員は、次の通りとする。

学部・学科	入学定員(名)	収容定員(名)
法学部 法学科 政治学科	480 250 230	1,920 1,000 920
経済学部 経済学科 経営学科	500 250 250	2,000 1,000 1,000
文学部 哲学科 史学科 日本語日本文学科 英語英米文化学科 ドイツ語圏文化学科 フランス語圏文化学科 心理学科 教育学科	675 95 85 110 115 50 80 90 50	2,700 380 340 440 460 200 320 360 200
理学部 物理学科 化学科 数学科 生命学科	210 48 54 60 48	840 192 216 240 192
国際社会科学部 国際社会学科	200 200	800 800
計	2,065	8,260

### 第3章 大学院及び専門職大学院

第7条 本大学に大学院及び専門職大学院を置く。

- 2 大学院については、学習院大学大学院学則の定めるところによる。
- 3 専門職大学院については、学習院大学専門職大学院学則の定めるところによる。

### 第4章 教育課程

第8条 本大学の修業年限は4年とする。

第9条 授業科目は、以下のとおりとする。

- 一 総合基礎科目
- 二 専門科目
- 三 教職に関する科目
- 四 博物館に関する科目

2 各学科の学生は、前項の授業科目のうち、当該学科の属する学部の履修規定によって指定された授業科目を履修することができる。

3 授業科目は、各学部の履修規定の定めるところにより必修科目、選択科目、自由科目又は随意科目のいずれかとして指定される。

**第10条** 各学部は、履修規定によって、授業科目の履修年次を指定することができる。

2 各学部は、履修規定によって、特定の科目的履修について、一定の科目を履修済みであること又は一定の単位を修得していることを条件とすることができる。

**第11条** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準によるものとする。

一 講義（外国語を除く）及び演習については15時間の授業をもって1単位とする。

二 講義（外国語）、実験、実習及び実技については30時間の授業をもって1単位とする。

三 講義（外国語を除く）又は演習のいずれかと、他の授業の方法を併用する場合には、計30時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

4 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

5 授業は、15週にわたって行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

**第12条** 総合基礎科目は、各学部学科の専門にかかわらず、大学における教育の基礎となる科目をいう。その種類及び単位数は、附表1の通りとする。

2 専門科目は、各学部学科の教育上の目的を達成するために必要な科目及びそのために有用な科目をいう。その種類及び単位数は、附表2の通りとする。

**第13条** 学生の修得すべき総単位数は、124単位から136単位の範囲内で各学部が定める。

2 学生の修得すべき必修科目及び選択科目の単位数は、各学部の履修規定の定めるところによる。

3 第1項の単位数に算入される自由科目の単位数又は科目数の上限は、各学部の履修規定の定めるところによる。

4 随意科目として修得した単位は、上記各項に規定する単位数には算入しない。

**第14条** 本大学は、教育上有益と認めるときは、各学部が別に定めるところにより、次の各号に定める履修又は学修を本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、所定の単位を与えることができる。

一 在学中の学生による次に定める他大学等の履修又は学修

ア 国内の他の大学又は短期大学における履修  
イ 外国の大学への留学の許可を得た者の留学した大学における履修

ウ 許可を得て本大学の休業期間中に渡航した者の外国の大学における履修

エ 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他平成3年文部省告示第68号の定めによる学修

二 新たに本大学の第1年次に入学した学生による次に定める入学前の履修又は学修

ア 国内の大学又は短期大学における履修（科目等履修生として修得した単位を含む。）  
イ 外国の大学又は短期大学における履修

ウ 短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他平成3年文部省告示第68号の定めによる学修

**第15条** 前条に基づき本大学における授業科目の履修により修得した単位に算入することができる単位数は、それぞれ次の各号に定める単位数を上限とし、合計60単位を限度とする。

一 前条第1号ア及びエにより算入することができる単位数は、それぞれを合計して30単位を限度とする。

二 前条第1号イ及びウにより算入することができる単位数は、それぞれを合計して60単位を限度とする。

三 前条第2号により算入することができる単位数

- は、30単位を限度とする。
- 2 前項に定める上限60単位には、本大学において修得した単位（科目等履修生及び科目等履修生（高等科生）として修得した単位を含む。）は含まれないものとする。
- 第16条** 授業科目の履修方法は、各学部の履修規定で定める。
- 第17条** 本大学に、教育職員免許法に基づき、教職課

程を置く。

**第17条の2** 教育職員免許状を取得しようとする者は、各学部の授業科目より教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

**第18条** 本大学において取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりである。

学部・学科		免許状の種類	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
法学部	法学科 政治学科	社会 社会	公民 公民	
経済学部	経済学科 経営学科	社会 社会	公民 公民・情報	
文学部	哲学科 史学科 日本語日本文学科 英語英米文化学科 ドイツ語圏文化学科 フランス語圏文化学科 心理学科	社会 社会 国語 外国語（英語） 外国語（ドイツ語） 外国語（フランス語） 職業指導	公民 地理歴史 国語・書道 外国語（英語） 外国語（ドイツ語） 外国語（フランス語） 職業指導	
理学部	物理学科 化学科 数学科 生命科学科	理科 理科 数学 理科	理科 理科 数学 理科	
国際社会科学部	国際社会科学科	社会	公民	

学部・学科		免許状の種類
文学部	教育学科	小学校教諭一種免許状

- 第19条** 教職に関する科目は、文学部に置く。
- 2 教職に関する科目の種類及び単位数は、附表3の通りとする。
- 第20条** 本大学に、学芸員課程を置く。
- 2 博物館法に定める学芸員の資格を取得しようとする者のために、本大学に博物館に関する科目を設ける。
- 第21条** 博物館に関する科目は、文学部に置く。
- 2 博物館に関する科目及び単位数は、附表4の通りとする。
- 第22条** 授業科目の配置、授業時間数及び授業担当者

は、学年の始めに発表する。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

**第23条** 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を、所定の期間内に届け出て、承認を得なければならない。

**第24条** 本章に規定する正規の授業のほか、隨時に課外講義、公開講義又は講習会を開催する。

## 第5章 入学、休学、留学、退学及び 転部・転科その他

**第25条** 入学の時期は学年又は学期の始めとする。

- 第26条** 本大学に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。
- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
  - 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
  - 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
  - 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - 五 文部科学大臣の指定した者
  - 六 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
  - 七 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

**第27条** 入学は、検定によってこれを決定する。入学検定の方法は、別に定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、学習院高等科及び学習院女子高等科の卒業者は、別に定めるところにより、当該高等科長の推薦に基づき入学を許可する。

**第28条 削除**

**第29条** 本大学に編入学を志願する者については、選考の上入学を許可することができる。この場合において、第8条に定める修業年限を短縮することができる。

- 2 本大学に編入学できる者の資格、選考及び既修得単位の認定については、別に定めるところによる。

**第30条** 本大学に入学を志願する者は、所定の手続をふみ、かつ別表1に定める入学検定料を納付しなければならない。

- 2 編入学についても前項に準する。
- 3 既納の入学検定料は返付しない。

**第31条** 入学を許可された者は、所定の期日までに保証人を定め、別表1に定める入学金及び別表2に定める在籍料、授業料、施設設備費その他の納付金を納め、誓約書・保証書及び住民票記載事項証明書を提出しなければならない。

- 2 既納の入学金、在籍料、授業料、施設設備費その他の納付金は返付しない。ただし、入学を許可された者が入学を辞退する場合において、所定の期

日までに願い出たときは、既納の在籍料、授業料、施設設備費その他の納付金を返付することがある。

- 3 入学検定料、入学金、在籍料、授業料、施設設備費その他の納付金の納入についての細目は、別に定めるところによる。

**第32条** 保証人は父若しくは母又はこれに代り、保証人としての責務を果たすことができる者でなければならない。

- 2 保証人は、保証する学生の在学中その一身に関する事項について一切の責に任するものとする。

**第33条** 入学後1年以上を経た者が、転部若しくは転科を希望したときは、学年の始めに限り、選考の上これを許可することができる。

**第34条** 本大学を退学した者が、再入学を志願する場合は、選考の上退学時に在籍していた学科に限り、これを許可することができる。

- 2 前項により入学を許可された者に対しては、既修の授業科目の全部又は一部を再び履修させることができる。

- 3 本条による再入学については、第30条第1項及び第3項並びに第31条の規定を準用する。

**第35条** 病気その他やむを得ない理由により3カ月以上欠席しようとする者は、学長の許可を得て休学することができる。病気による場合には、医師の診断書を提出しなければならない。

- 2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き休学を要する者は、許可を得てさらに1年間休学することができる。

- 3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

- 4 編入学の者についても前項の規定を適用する。

**第36条** 休学期間は、在学年数に算入しない。

**第37条** 願出期日より3カ月以内に休学理由が消滅した場合には、届出により遡って休学許可を取り消す。

**第38条** 休学に関して第35条ないし第37条に定めるほかは、別に定めるところによる。

**第39条** 病気その他の理由で退学しようとする者は、理由を付し、保証人が連署して学長に願い出なければならない。病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

**第40条 削除**

**第41条** 外国の大学又はこれに相当する高等教育機関への留学を希望する者は、学長の許可を得て留学

することができる。

- 2 留学期間は、原則として1年間を限度とする。ただし、特別の理由がある場合には、さらに1年を限度として留学期間の延長を認めることができる。
  - 3 留学の許可を得た者については、その留学期間を在学年数に算入する。
  - 4 留学の許可を得た者が、留学した大学において修得した単位については、第14条及び第15条に定めるところによる。
  - 5 留学の許可を得た者については、留学期間中の本大学における授業料、施設設備費及び研究実験費を減免する。
  - 6 外国の大学との交流協定に基づく留学生で、その協定によって留学先大学の納付金が免除されるときは、前項にかかわらず納付金を納付しなければならない。
  - 7 留学についての細目は、別に定めるところによる。
- 第42条** 在学年数は、8年を超えることができない。ただし、編入学の者は、6年を超えることができない。

## 第6章 単位修得及び試験

**第43条** 授業科目を履修した者で、試験又はその他適当な方法による考查に合格した者に対しては、所定の単位を与える。

**第44条** 試験は、原則として学年末に行う。ただし、必要に応じて学期末に行うことがある。

**第45条** 各授業科目について、授業時数の3分の1以上欠席した者は、当該科目的単位を修得することはできない。

**第46条** やむを得ない事情によって、所定の日時に試験を受けることができなかつた者に対しては、当該学部教授会の承認を経て追試験を行うことがある。

- 2 追試験の手続きについては、別に定めるところによる。

**第47条** 成績の評価は、100点を満点とし、60点以上をもって合格とする。

成績の表示は

- |          |   |     |
|----------|---|-----|
| 100点～90点 | 秀 | (S) |
| 89点～80点  | 優 | (A) |
| 79点～70点  | 良 | (B) |
| 69点～60点  | 可 | (C) |

59点～0点 不可 (F)

とする。

2 前項の規定にかかわらず、場合により合格・不合格をもって評価・表示をすることがある。

**第48条** 試験実施についての細目は、別に定めるところによる。

## 第7章 卒業及び学位

**第49条** 本大学における規定の修業年限を満たし、所定の授業科目及び単位数を修得した者を卒業者と認め学士の学位を授与する。

2 前項の規定にかかわらず、各学部の定めるところにより、当該学部の学生として3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣の定める者を含む。）が、所定の授業科目及び単位数を優秀な成績で修得したと認める場合には、卒業者と認め学士の学位を授与することができる。

**第50条** 卒業者に授与される学士の学位には、次の区分により専攻分野を付記する。

法 学 部

法学科	学士 (法 学)
-----	----------

政治学科	学士 (政治学)
------	----------

経済学部

経済学科	学士 (経済学)
------	----------

経営学科	学士 (経営学)
------	----------

文 学 部

哲学科	学士 (哲 学)
-----	----------

史学科	学士 (史 学)
-----	----------

日本語日本文学科	学士 (日本語日本文学)
----------	--------------

英語英米文化学科	学士 (英語英米文化)
----------	-------------

ドイツ語圏文化学科	学士 (ドイツ語圏文化)
-----------	--------------

フランス語圏文化学科	学士 (フランス語圏文化)
------------	---------------

心理学科	学士 (心理学)
------	----------

教育学科	学士 (教育学)
------	----------

理 学 部

物理学科	学士 (理 学)
------	----------

化学科	学士 (理 学)
-----	----------

数学科	学士 (理 学)
-----	----------

生命科学科	学士 (理 学)
-------	----------

国際社会科学部

国際社会科学科	学士 (社会科学)
---------	-----------

**第50条の2** 本学則に定めるもののほか、本大学における学位の授与に関して必要な事項は別に定める

ところによる。

## 第8章 科目等履修生、 科目等履修生（高等科生）、 特別聴講生、特別聴講学生、委託生、 研究生及び協定留学生

**第51条** 科目等履修生とは、第26条に定める入学資格を有する者で、本大学の授業科目の履修を願い出て許可された者をいう。

2 前項の規定にかかわらず、教育職員免許状取得の目的で授業科目の履修を願い出る場合並びに学芸員資格取得の目的で博物館に関する科目の履修を願い出る場合は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。ただし、学習院女子大学に在学している学生については、この限りでない。

3 科目等履修生（高等科生）とは、学習院高等科及び学習院女子高等科の生徒が別に定めるところにより、本大学の授業科目の履修を願い出て許可された者をいう。

**第52条** 学習院女子大学の学生に対しては、選考の上特別聴講生として聴講を許可することがある。

2 本学と他大学との交流協定に基づき本大学の特定の授業科目を履修することを希望する協定大学に在籍する正規の学生に対しては、選考の上特別聴講生として聴講を許可することがある。

**第53条** 委託生とは、第26条所定の資格を有する者で、官公庁・外国政府その他の委託に基づき、本大学において聴講及び研究を許可された者をいう。

**第54条** 研究生とは、本大学の卒業生又はこれと同等以上の学力があると認められた者で、本大学教員の指導の下に研究することを願い出て許可された者をいう。

**第54条の2** 協定留学生とは、第27条ないし第29条に定める検定、推薦又は選考によらないで、本学と外国の大学との交流協定に基づき入学を許可された者をいう。

**第55条** 前5条の許可については、当該学部教授会の議を経なければならない。

**第55条の2** 科目等履修生、科目等履修生（高等科生）、特別聴講生、特別聴講学生、委託生、研究生及び協定留学生は、第6条に定める入学定員及び収容定員に算入しない。

**第56条** 特別聴講生、特別聴講学生、委託生及び協定留学生が、その聴講した科目について受験を願い出たときは、当該学部教授会の議を経てこれを許可することがある。

2 前項により受験した委託生及び協定留学生が成績証明書を請求したときは、これを交付する。

**第57条** 科目等履修生及び科目等履修生（高等科生）が履修した科目の受験については、当該学部教授会の議を必要としない。

2 前項の試験に合格した者に対しては、本大学所定の単位を与える。

**第58条** 科目等履修生、科目等履修生（高等科生）、特別聴講生、特別聴講学生、委託生及び研究生の期間は、半年又は1年とする。

**第58条の2** 協定留学生の在学期間は、原則として1年とする。

**第59条** 科目等履修生、科目等履修生（高等科生）、特別聴講生、特別聴講学生、委託生、研究生及び協定留学生についての細目は、別に定めるところによる。

**第60条** 科目等履修生、科目等履修生（高等科生）、特別聴講生、特別聴講学生、委託生、研究生及び協定留学生は、正規の学生と同じく本大学の規則を遵守しなければならない。

## 第9章 学年、学期及び休業日

**第61条** 本大学の学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

2 学年を分けて2学期とし、第1学期・第2学期と称する。

3 前項の学期の期間については、別に定める。

**第62条** 授業を行わない日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律による祝日と休日

三 開学記念日 5月15日

四 開院記念日 10月17日

五 春季休業 2月上旬から3月下旬まで

六 夏季休業 8月上旬から9月中旬まで

七 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで

**第63条** 学長は、必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、臨時に授業を行う日又は授業を行わない日を定めることができる。

## **第10章 授業料その他の納付金**

**第64条** 学生の納付すべき在籍料、授業料、施設設備費及び研究実験費の額並びに納付期限は、別表2による。

**第65条** 委託生及び研究生の納付すべき授業料及び研究実験費は、別表3による。

- 2 科目等履修生に関する選考料、登録料及び履修料は、別表4による。ただし、学習院女子大学との別に定める協定に基づいて受け入れる科目等履修生及び学習院高等科、学習院女子高等科との別に定める申し合わせに基づいて受け入れる科目等履修生（高等科生）については、これを免除する。
- 3 特別聴講生及び特別聴講学生については、選考料、登録料及び履修料を免除する。

**第65条の2** 協定留学生の納付すべき授業料その他の納付金は、正規の学生が納付すべき金額と同額とする。ただし、願い出によりこれを減免することがある。

**第66条** 学生は、在学中に授業料その他の納付金に変更があった場合には、新たに定められた金額を納付するものとする。

**第67条** 休学の許可を得た者については、休学期間中の本大学における授業料、施設設備費及び研究実験費を減免する。

**第68条** 既納の授業料その他の納付金は返付しない。ただし、年額の授業料を納付している者が第1学期に退学する場合、所定の手続きにより、第2期分の授業料を返付することがある。

## **第11章 賞罰及び除籍**

**第69条** 学長は、特に推奨すべき行為のあった学生を表彰することができる。

**第70条** 学生が、本大学の規則若しくは命令に背き又は学生の本分に反する行為を行った場合には、当該学部教授会の議を経て学長が懲戒を加える。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
  - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
  - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
  - 三 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

**第71条** 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 一 第42条で定められた在学年数を超える者
- 二 授業料その他の納付金の納入を怠り、督促を受けても納付しない者

2 前項第二号によって除籍になった者が、当該年度中に未納金を納付した場合には、除籍を解除することがある。

## **第12章 教職員**

**第72条** 本大学に学長、副学長、学部長、学科主任等を置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。
- 3 副学長、学部長、学科主任等についての細目は、別に定めるところによる。

**第73条** 本大学に、教授、准教授、講師、助教、助手及び副手を置き、それぞれ各学部又はスポーツ・健康科学センター、計算機センター若しくは外国语教育研究センターの所属とする。

- 2 助教、助手又は副手は、東洋文化研究所又は史料館に所属させることができる。副手は、国際センターに所属させることができる。
- 3 本大学に、非常勤講師を置くことができる。非常勤講師についての細目は、別に定めるところによる。
- 4 本大学に、客員教授、特別客員教授又は客員研究員を置くことができる。客員教授、特別客員教授及び客員研究員についての細目は、別に定めるところによる。
- 5 本大学に、大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う任期付教員（教授、准教授、講師、助教）を置くことができる。
- 6 本大学に、特別任用教授を置くことができる。特別任用教授についての細目は、別に定めるところによる。

**第74条** 本大学は、別に定めるところにより、名誉教授の称号を授与することができる。

**第75条** 本大学に教育その他の事務を処理するため、学長室部長・大学経理部長・アドミッションセンター所長・学生センター所長・キャリアセンター部長及び図書館長等を置く。

**第76条** 本大学に事務職員及び技能職員を置く。

## **第13章 教授会**

**第77条** 各学部に教授会を置く。

**第78条** 各学部の教授会は、その学部所属の専任の教授、准教授、特別任用教授及び講師並びに次項による者で組織する。

2 スポーツ・健康科学センター、計算機センター及び外国语教育研究センター所属の専任の教授、准教授及び講師は、本大学のいずれかの学部教授会の構成員となる。

**第79条** 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
- 二 学位の授与
- 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、また、学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

**第80条** 教授会の運営については、別に定めるところによる。

## 第14章 削除

### 第81条から第84条まで 削除

## 第15章 大学協議会

**第85条** 本大学に大学協議会を置く。

**第86条** 大学協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 研究科委員長
- 四 専門職大学院研究科長
- 五 学部長
- 六 学長室部長
- 七 大学経理部長

**第87条** 大学協議会は、次の各号に掲げる事項について学長の諮問を受けこれを審議する。

- 一 大学学則、大学院学則及び専門職大学院学則
- 二 大学教育全般にわたる方針・組織・運営等に関する事項
- 三 その他必要と認めた事項

**第88条** 大学協議会の運営については、別に定めるところによる。

## 第16章 学部長会議

**第89条** 本大学に学部長会議を置く。

**第90条** 学部長会議は、大学の適正な運営を計ることを目的とし、これに必要な事項について協議する。

**第91条** 学部長会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 学部長
- 四 学長室部長
- 五 大学経理部長
- 六 アドミッションセンター所長
- 七 学生センター所長
- 八 図書館長

**第92条** 学部長会議の運営については、別に定めるところによる。

## 第17章 委員会

**第93条** 本大学に次の委員会を置く。

- 一 教務委員会
- 二 学生委員会
- 三 入学試験委員会
- 四 図書委員会
- 五 教職課程運営委員会
- 六 学芸員課程委員会

2 前項の委員会のほか、特定の事項につき臨時に特別委員会を置くことができる。

3 委員会の組織運営については、各委員会規程の定めるところによる。

## 第18章 研究施設及び附属施設

**第94条** 本大学の各学部に研究室を置く。

2 本大学に次の研究施設を置く。

- 一 図書館
  - 二 スポーツ・健康科学センター
  - 三 計算機センター
  - 四 外国語教育研究センター
  - 五 東洋文化研究所
  - 六 史料館
  - 七 國際センター
- 3 本大学文学部に人文科学研究所を置く。
- 4 本大学経済学部に経済経営研究所を置く。
- 5 本大学理学部に生命分子科学研究所を置く。

6 前5項の各施設に関する規定は、別に定めるところによる。

## 第19章 奨学制度

第95条 本大学に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する規定は、別に定めるところによる。

## 第20章 厚生保健施設

第96条 学生は、別に定める規定にしたがって次の施設を利用することができる。

- 一 学寮
- 二 集会施設  
輔仁会館
- 三 生活相談施設  
学生相談室
- 四 保健施設  
保健センター
- 五 運動施設
- 六 課外活動施設  
黎明会館  
富士見会館
- 七 山岳施設  
光徳小屋（奥日光）  
妙高高原寮（池の平）
- 八 臨海施設  
沼津游泳場（沼津）
- 九 校外教育施設  
西田幾多郎博士記念館（学習院寸心荘）（鎌倉）

## 第21章 改 正

第97条 この学則の改正は、各学部教授会の議を経て、大学協議会の承認を得なければならない。

### 附 則

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 昭和24年4月1日施行の学習院大学学則は、これを廃止する。

### 附 則

この学則は、昭和60年5月27日から施行する。

### 附 則

この学則は、昭和60年10月31日から施行する。

### 附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第6条の規定にかかわらず、昭和62年度から昭和70年度〔平成7年度〕までの間の入学定員は、次のとおりである。

学部・学科	入学定員(名)
法学部 法学科 政治学科	500
	260
	240
経済学部 経済学科 経営学科	500
	250
	250
文学部 哲学科 史学科 国文学科 英米文学科 ドイツ文学科 フランス文学科 心理学科	580
	90
	80
	90
	120
	40
	90
心理学科	70
理学部 物理学科 化学科 数学科	150
	45
	60
計	1,730

### 附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、改正前の附則のただし書の規定にかかわらず、昭和63年度から昭和70年度〔平成7年度〕までの間の文学部国文学科の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員(名)
文学部 国文学科	600
	110
計	1,750

### 附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成元年6月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成元年10月27日から施行する。ただし、別表2および別表3については平成2年4月1日から適用する。

### 附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成2年5月30日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 国文学科の学科名称変更に係る改正中、平成3年3月31日に国文学科に在籍するものについては、当該学科に在籍しなくなるまでの間従前の例による。
- 3 改正前の附則中、「国文学科」とあるのを「日本語日本文学科」に読み替える。
- 4 第6条ならびに昭和62年4月1日改正および昭和63年4月1日改正の附則のただし書の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の文部科学省の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員(名)	
	平成3年度 ～平成7年度	平成8年度 ～平成11年度
文学部	675	605
哲 学 科	95	85
史 学 科	90	80
日本語日本文学科	120	110
英 米 文 学 科	130	110
ド イ ツ 文 学 科	60	60
フ ラ ン ス 文 学 科	100	90
心 理 学 科	80	70

**附 則**

- 1 この学則は、平成3年10月30日から施行する。
- 2 別表2、別表3および別表4については平成4年4月1日から適用する。
- 3 第50条の規定にかかわらず、平成2年4月1日以前の文学部国文学科の入学者の学位は、次のとおりとする。

学士（国文学）

**附 則**

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第6条ならびに昭和62年4月1日に改正の附則のただし書の規定にかかわらず、平成4年度から平成11年度までの間の法学部、経済学部および理学部の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員(名)	
	平成4年度～ 平成7年度	平成8年度～ 平成11年度
法 学 部	560	460
法 学 科	280	220
政 治 学 科	280	240
経 済 学 部	600	500
経 済 学 科	300	250
経 営 学 科	300	250
理 学 部	170	150
物 理 学 科	50	45
化 学 学 科	50	45
数 学 学 科	70	60

**附 則**

この学則は、平成4年10月30日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

**附 則**

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成5年10月29日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

**附 則**

この学則は、平成6年3月28日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、第31条第1項に定める住民票記載事項証明書の提出については、平成7年度入学者から適用する。

- 2 平成5年度までの入学者の授業科目の履修、進級および卒業認定については、各学部の履修規定に特段の定めのない限り、従前の例による。

**附 則**

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 第6条ならびに平成3年4月1日改正の附則第4項および平成4年4月1日改正の附則第2項の規定にかかわらず、平成8年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員(名)	
	平成8年度～平成11年度	
法学部	560	
法 学 科	280	
政 治 学 科	280	
経済学部	600	
経 済 学 科	300	
経 営 学 科	300	
文学部	675	
哲 学 科	95	
史 学 科	90	
日本語日本文学科	120	
英 米 文 学 科	130	
ド イ ツ 文 学 科	60	
フ ラ ン ス 文 学 科	100	
心 理 学 科	80	
理 学 部	170	
物 理 学 科	50	
化 学 科	50	
数 学 科	70	

#### 附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、平成12年度から平成15年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学部・学科	入学定員(名)			
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
法学部 法 学 科 政 治 学 科	544 274 270	528 268 260	512 262 250	496 256 240
経済学部 経 濟 学 科 経 営 学 科	580 290 290	560 280 280	540 270 270	520 260 260
文学部 哲 学 科 史 学 科 日本語日本文学科 英 米 文 学 科 ドイ ツ 文 学 科 フランス文学科 心 理 学 科	660 93 89 118 127 58 96 79	645 91 88 116 124 56 92 78	631 90 87 114 121 54 88 77	616 88 86 112 118 52 84 76
理 学 部 物 理 学 科 化 学 科 数 学 科	166 49 49 68	162 48 48 66	158 47 47 64	154 46 46 62
計	1,950	1,895	1,841	1,786

- 3 平成12年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2又は別表3を適用する。
- 4 改正後の附表2のうち各学部における「各学科共通」の表、附表3および附表4は、平成12年度以後の入学者について適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 5 改正後の第18条の規定は、平成12年度以後の入学者について適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2又は別表3を適用する。

**附 則**

この学則は、平成13年4月1日から施行し、第15条第3項については平成10年4月1日に遡って適用する。

**附 則**

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条の規定並びに附表2及び附表3は、平成12年度以後の入学者について適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 第31条第2項については、平成14年4月1日に遡って適用する。

**附 則**

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 文学部ドイツ文学科及びフランス文学科の平成17

年4月1日以前入学者並びに平成18・19年度第3年次編入学者については、従前の例による。

3 第50条の規定にかかわらず、文学部ドイツ文学科及びフランス文学科の平成17年4月1日以前入学者並びに平成18・19年度第3年次編入学者の学位は、次のとおりとする。

　　ドイツ文学科 学士（ドイツ文学）

　　フランス文学科 学士（フランス文学）

4 平成19年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2又は別表3を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 英米文学科の学科名称変更に係る改正中、平成20年3月31日に英米文学科に在籍するものについては、当該学科に在籍しなくなるまでの間、従前の例による。
- 3 改正後の第18条の規定は、平成20年度以後の入学者について適用し、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 4 第50条の規定にかかわらず、文学部英米文学科の平成19年度以前入学者並びに平成21年度以前第3年次編入学者の学位は、次のとおりとする。  
　　英米文学科 学士（英米文学）
- 5 平成20年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度以降の入学者の納付金について、施行日前に納付する場合にも別表2又は別表3を適用する。
- 2 平成21年3月31日以前の入学者の納付金については、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表1及び別表2を適用する。
- 3 平成25年3月31日以前の入学者の納付金のうち別表2については、維持費を施設設備費に改めるほ

かは、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 第47条第1項の規定にかかわらず、平成27年度以前履修規定適用者が平成28年度以降に修得した成績の表示は、次のとおりとする。ただし、平成27年度以前に修得した成績の評価及び表示は、なお従前の例による。

　　100点～80点 優（A）、79点～70点 良（B）、  
　　69点～60点 可（C）、59点～0点 不可（D）

3 平成28年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。

4 改正後の附表2は、平成28年度以後の入学者について適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 第6条の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度までの間の理学部の収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	収容定員（名）		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
理 学 部	840	840	840
物 理 学 科	198	196	194
化 学 学 科	204	208	212
数 学 学 科	240	240	240
生 命 科 学 学 科	198	196	194

3 平成29年度入学者の納付金については、施行日前に納付する場合にも別表2を適用する。

4 平成29年3月31日以前の入学者の納付金のうち別表2については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 第91条第1項第6号については、平成24年4月1日に遡って適用する。

#### 附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附表1 総合基礎科目

授業科目	単位	授業科目	単位
基礎教養	2または4	情報	2または4

※ 総合基礎科目の具体的な内容及び授業形態（講義、演習、実験、実技など）並びに単位数については、各学部の履修規定の定めるところによる。

※※外国語として設置されるものは、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語、イタリア語、朝鮮語、アラビア語及び日本語である。

附表2 専門科目

## 一 法学部

## 法学科

授業科目	単位	授業科目	単位
憲法 I	4	経済法	4
憲法 II	4	知的財産法	4
国際法 I	4	租税法	4
国際法 II	4	国際私法	4
行政と法	2	比較憲法	4
行政法 I	2	英米法	4
行政法 II	2	法哲学	4
判例行政法	2	特殊講義	2または4
刑法 I	4	演習	2または4
刑法 II	4	特設演習	2または4
民法 I	4	特設基礎講義	2または4
民法 II	4	経済原論	4
民法 III	4	財政学	4
民法 IV	4		
商法 I	4		
商法 II	4		
刑事訴訟法	4		
民事訴訟法	4		
労働法	4		

## 法学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位	授業科目	単位
日本史	2	地誌学	2
外国史 I	2	政治学（国際政治を含む）	2
外国史 II	2	社会学	2
人文地理学	2	経済学（国際経済を含む）	2
自然地理学	2	哲學概論	2
地理学	2	西洋倫理学史	4

政治学科

授業科目		単位	授業科目	単位		
政	治	学	I	2	社会政策論 II	2
政	治	学	II	2	NGO・NPO論 I	2
政	治	学	III	2	NGO・NPO論 II	2
政	治	学	IV	2	東アジア国際関係論 I	2
行	行	政	I	2	東アジア国際関係論 II	2
行	行	政	II	2	安全保障論 I	2
日本	政治	過程	論 I	2	安全保障論 II	2
日本	政治	過程	論 II	2	国際政治経済 I	2
日本	政治	外交史	I	2	国際政治経済 II	2
日本	政治	外交史	II	2	国際開発協力論 I	2
公	共	政	策	II	国際開発協力論 II	2
公	共	政	策	II	グローバルガバナンス論 I	2
地	方	政	治	II	グローバルガバナンス論 II	2
地	方	政	治	II	地域研究	2
国	国	際	政	治	社会調査法 I	2
国	国	際	政	治	社会調査法 II	2
国	国	際	政	治	会統計学 I	2
国	国	際	政	治	会統計学 II	2
国	国	際	政	治	政治意識論 I	2
国	国	際	政	治	政治意識論 II	2
国	国	際	政	治	現代社会思想 I	2
ア	メリ	力	政治	I	現代社会思想 II	2
ア	メリ	力	政治	II	現代日本の政治思想 I	2
中	中	国	政	治	現代日本の政治思想 II	2
東	アジア	ア	政	治	マスメディア論 I	2
東	アジア	ア	政	治	マスメディア論 II	2
ヨ	一口	ッ	パ	政治史	メディア政策論 I	2
ヨ	一口	ッ	パ	政治史	メディア政策論 II	2
比	較	政	治	I	政治学科基礎講義 I	2
比	較	政	治	II	政治学科基礎講義 II	2
社	会	学	I	特殊講義	2	
社	会	学	II	政治学科基礎演習 I	2	
社	会	学	III	政治学科基礎演習 II	2	
社	会	学	IV	特別演習	2または4	
社	会	心	理	学	演習	4
社	会	心	理	学	外国書講読	2または4
日	本	政	治	思想史	FTチュートリアル I	4
日	本	政	治	思想史	FTチュートリアル II	4
西	洋	政	治	思想史	FT論文	4
西	洋	政	治	思想史	実践英語演習 I (FT)	2
公	共	哲	学	I	実践英語演習 II (FT)	2
公	共	哲	学	II	英語アカデミック・ライティング(FT)	2
統	治	シス	テム	論 I	英語アカデミック・プレゼンテーション(FT)	2
統	治	シス	テム	論 II	英語アカデミック・スピーキング(FT)	2
環	境	政	策	I	英語アカデミック・トレーニング(FT)	2
環	境	政	策	II	外国書講読(FT)	2
社	会	政	策	I	特別演習(FT)	2

## 政治学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位	授業科目	単位
日本史	2	地誌学	2
外国史Ⅰ	2	法律学(国際法を含む)	2
外国史Ⅱ	2	経済学(国際経済を含む)	2
人文地理学	2	哲学概論	2
自然地理学	2	西洋倫理学史	4
地理学	2		

二 経済学部

## 経済学科

## 経済学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位	授業科目	単位
日本史	2	地誌学	2
外国史Ⅰ	2	法律学(国際法を含む)	2
外国史Ⅱ	2	政治学(国際政治を含む)	2
人文地理学	2	社会学	2
自然地理学	2	哲学概論	2
地理学	2	西洋倫理学史	4

経営学科

### 経営学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位	授業科目	単位
日本史	2	経済学(国際経済を含む)	2
外国史Ⅰ	2	哲学概論	2
外国史Ⅱ	2	西洋倫理学史	4
人文地理学	2	情報社会および倫理	2
自然地理学	2	情報と職業	2
地理学	2	情報処理入門1	2
地誌学	2	情報処理入門2	2
法医学(国際法を含む)	2	情報処理2	2
政治学(国際政治を含む)	2	情報処理3	2
社会科学	2		

### 各学科共通

授業科目	単位	授業科目	単位
英語で学ぶ経済学	2または4	英語で学ぶビジネス事情	2または4
英語で学ぶ経営理論	2または4	外国書講読	2または4

### 三 文 学 部

#### 哲学科

授業科目	単位	授業科目	単位
哲学概論	2または4	哲学演習Ⅰ	2または4
哲学史	2または4	哲学演習Ⅱ	2または4
哲学講義	2または4	現代論理学演習Ⅰ	2または4
西洋比較思想	2または4	現代論理学演習Ⅱ	2または4
思想史	2または4	現代哲学演習Ⅰ	2または4
美學概論	2または4	現代哲学演習Ⅱ	2または4
美学講義	2または4	思想史演習Ⅰ	2または4
美術史概説	2または4	思想史演習Ⅱ	2または4
美術史講義	2または4	美学演習	2または4
比較芸術学講義	2または4	美術史演習Ⅰ	2または4
比較文化論講義	2または4	美術史演習Ⅱ	2または4
基礎演習A	2または4	比較芸術学演習Ⅰ	2または4
2年次演習A	2または4	比較芸術学演習Ⅱ	2または4
基礎演習B	2または4	比較文化論演習	2または4
2年次演習B	2または4	卒業論文	12

### 哲学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位	授業科目	単位
日本史	2	地誌学	2
外国史Ⅰ	2	法医学(国際法を含む)	2
外国史Ⅱ	2	政治学(国際政治を含む)	2
人文地理学	2	社会学	2
自然地理学	2	経済学(国際経済を含む)	2
地理学	2		

## 史学科

授業科目		単位	授業科目	単位
史学概論	2	日本史演習	2または4	
史料入門	2	西洋史演習	2または4	
日本史概説	2または4	西洋史演習	2または4	
東西洋史概説	2または4	古文書学演習	2または4	
東西洋史概説	2または4	史料管理学演習	2または4	
考古学概説	2または4	外国语語講読	2または4	
古文書学概説	2または4	4年生演習	2または4	
歴史文献講読入門	2または4	校外実習	2	
日本史特講義	2または4	基礎演習A	2	
東洋史特講義	2または4	基礎演習B	2	
西洋史特講義	2または4	卒業論文	12	
史料管理学特講義	2または4			

## 史学科が開設する教職関連科目

授業科目		単位	授業科目	単位
人文地理学	2	政治学(国際政治を含む)	2	
自然地理学	2	社会学	2	
地理学	2	経済学(国際経済を含む)	2	
地誌学	2	哲学概論	2	
法哲学(国際法を含む)	2	西洋倫理学史	4	

## 日本語日本文学科

授業科目		単位	授業科目	単位
日本語学概論	4	現代日本語研究Ⅲ	4	
日本語史概説	4	現代日本語研究Ⅳ	4	
日本文法	4	言語学講語	4	
日本文学概論	4	対照言語	4	
日本文学研究法	4	日本語文学演習	4	
日本文学史概説Ⅰ	4	日本本文学演習	4	
日本文学史概説Ⅱ	4	日本中国文学演習	4	
日本文学史概説Ⅲ	4	中外国語講讀	2または4	
日本語学講義Ⅰ	4	基礎演習Ⅰ	2	
日本語学講義Ⅱ	2または4	基礎演習Ⅱ	2	
日本文学講義Ⅰ	4	日本語教育Ⅰ	4	
日本文学講義Ⅱ	2または4	日本語教育Ⅱ	4	
現代日本語研究Ⅰ	4	日本語教育Ⅲ	3	
現代日本語研究Ⅱ	4	卒業論文	12	

日本語日本文学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位	授業科目	単位
書道史	2	書道Ⅱ	2
書道概論	2	書道Ⅲ	2
書道I	2		

英語英米文化学科

授業科目	単位	授業科目	単位
現代研究コース入門講義I	2	通訳特別演習	2
現代研究コース入門講義II	2	英語教育特別演習	2
英語文化コース入門講義I	2	異文化留学特別演習	2
英語文化コース入門講義II	2	アカデミック・ライティング演習(初級I)	2
言語・教育コース入門講義	4	アカデミック・ライティング演習(初級II)	2
現代研究コース講義	4	アカデミック・ライティング演習(中級I)	2
英語文化コース講義	4	アカデミック・ライティング演習(中級II)	2
言語・教育コース講義	4	アカデミック・ライティング演習(上級I)	2
現代研究コース演習	4	アカデミック・ライティング演習(上級II)	2
英語文化コース演習	4	アカデミック・プレゼンテーション演習(初級I)	2
言語・教育コース演習	4	アカデミック・プレゼンテーション演習(初級II)	2
現代研究コースゼミナール	4	アカデミック・プレゼンテーション演習(中級I)	2
英語文化コースゼミナール	4	アカデミック・プレゼンテーション演習(中級II)	2
言語・教育コースゼミナール	4	海外語学文化研修	2
文化背景演習	4	英語教育インターンシップ	2
英米文学特別演習	2	卒業論文	12
翻訳特別演習	2		

ドイツ語圏文化学科

授業科目	単位	授業科目	単位
言語・情報講義	2	言語・情報コースゼミナール	2
文学・文化講義	2	文学・文化コースゼミナール	2
現代地域事情講義	2	現代地域事情コースゼミナール	2
コミュニケーション演習(初級)1	2	言語・情報コース専門演習	2
コミュニケーション演習(初級)2	2	文学・文化コース専門演習	2
コミュニケーション演習(中級)1	2	現代地域事情コース専門演習	2
コミュニケーション演習(中級)2	2	通訳・翻訳者養成演習(基礎)	2
コミュニケーション演習(中級)3	2	通訳・翻訳者養成演習(実践)	2
コミュニケーション演習(上級)	2	アカデミック・ライティング演習	2
言語・情報入門ゼミナール	2	ドイツ語圏インターンシップ・プログラム	2
文学・文化入門ゼミナール	2	卒業論文・卒業論文指導	12
現代地域事情入門ゼミナール1	2	(または卒業研究・卒業研究指導演習)	
現代地域事情入門ゼミナール2	2		

## フランス語圏文化学科

授業科目	単位	授業科目	単位
フランス語圏文化入門（言語・翻訳）	4	フランス語圏文化演習（文学・思想）	4
フランス語圏文化入門（舞台・映像）	4	フ ラ ン ス 語 演 習	4
フランス語圏文化入門（広域文化）	4	論 文 指 導 演 習	2
フランス語圏文化入門（文学・思想）	4	フ ラ ン ス 語 実 習	4
フランス語圏文化講義（言語・翻訳）	4	文 献 調 査 演 習	4
フランス語圏文化講義（舞台・映像）	4	基 础 演 習 I	4
フランス語圏文化講義（広域文化）	4	基 础 演 習 II	4
フランス語圏文化講義（文学・思想）	4	ゼ ミ ナ 一 ル	4
フランス語圏文化演習（言語・翻訳）	4	卒 業 論 文	12
フランス語圏文化演習（舞台・映像）	4	(または卒業翻訳もしくは卒業演習)	
フランス語圏文化演習（広域文化）	4		

## 心理学科

授業科目	単位	授業科目	単位
心 理 学 概 論	4	社 会 心 理 学	2または4
心 理 学 研 究 法 I	4	教 育 心 理 学	2または4
心 理 学 研 究 法 II	4	臨 床 心 理 学	2または4
心 理 学 演 習 I	4	産 業 心 理 学	2または4
心 理 学 演 習 II	4	生 理 心 理 学	2または4
学 習・認知心理学ゼミナール	4	応 用 心 理 学	2または4
発達・教育心理学ゼミナール	4	職 業 指 導 概 論	2または4
臨床心理学ゼミナール	4	職 業 指 導 管 理 論	2または4
社会心理学ゼミナール	4	心 理 学 学 史	2または4
心 理 学 実 験 演 習 I	4	心 理 学 特 殊 講 義	2または4
心 理 学 実 験 演 習 II	4	公 認 心 理 師 基 礎 論	2または4
学 習 心 理 学	2または4	心 理 実 習	2または4
認 知 心 理 学	2または4	外 国 語 講 讀 文	2または4
性 格 心 理 学	2または4	卒 業 論 文	12
発 達 心 理 学	2または4		

## 教育学科

授業科目	単位	授業科目	単位
初等教育基礎演習	2	教職概基	2
教育学理論	2	教育心理学	2
自然体験実習	2	教育心理	2
特別支援教育論(小)	2	初等教育課程	2
社会体験実習	2	初等国語科教育	2
教育学・教育実践演習I	2	初等社会科教育	2
教育学・教育実践演習II	2	初等算数科教育	2
教育学・教育実践演習III	2	初等理科教育	2
世界の教育	2	初等生活科教育	2
教育の歴史と現代	2	初等音楽科教育	2
子ども文化論	2	初等図画工作科教育	2
学校級経営論	2	初等家庭科教育	2
児童発達心理学論	2	初等体育科教育	2
子どもと発達	2	初等英語科教育	2
環境境教育論	2	初等道徳教育	2
ボランティア学習論I	2	初等特別活動指導	2
ボランティア学習論II	2	初等教育方法・技術指導	2
国際理解教育論	2	初等生徒・進路指導	2
日本語教育論	2	教育相談	2
言語表現	2	初等総合的な学習の時間指導法	2
発信技術	2	教職実践演習(小)	2
教育情報発育	2	初等教育実習I	2
教育経営組織論	2	初等教育実習II	2
教育情報管理論	2	初等教育実習III	2
学校アーカイブズ論	2	論説	1
学校カウンセリング論	2	説話	2
アクティブラーニング	2	説話	1
生涯学習論	2	説話	2
授業研究	2	説話	2
教師	2	説話	2
教育社会学	2	説話	2
学校地域家庭連携論	2	説話	2
レクリエーション演習	2	説話	2
教育学原典講読	2	説話	2
教育学総合研究	2	説話	2
教育実践総合研究	2	道文	12

\*初等教育実習1単位当りの時間数については、文学部教育学科履修規定の定めるところによる。

## 各学科共通

授業科目	単位	授業科目	単位
言語学概論	2または4	聖書研究	4
古典ギリシア語	2または4	現代学入門	4
古典ラテン語	2または4	現代マンガ学講義	2または4
ギリシア・ラテン文学史	2または4	文学部共通演習	2または4
漢語原書講読	2または4	文学部共通講義	2または4

#### 四 理学部

##### 物理学科

授業科目		単位	授業科目	単位
一般力学	物理学	2	物理学・数学演習	3
力学	基礎	2	基礎科学実験1(物理)	2
力学	基礎	2	基礎科学実験2(化学)	1
数数数数	学学学学	ⅠⅡⅢⅣ	基礎科学実験2(生命科学)	1
数数数数	学学学学	Ⅴ	物理実験	1
解析	力学	2	物理実験	2
原子	物理学概論	2	物理実験	3
光学	物理学	2	物理学輪講	2
電磁電磁	気力学	1 2	物理学特別研究	10
電磁電磁	気力学	2 3	確率および統計	2
电量量	子力学	1	数值解析および計算機	1 2
电量量	子力学	2	数值解析および計算機	2 2
热量	子力学	3	音響	2 2
熱学	および統計力学	1	工学レクト口二ク	2 2
熱学	および統計力学	2	運動光	2 2
熱学	および統計力学	3	物理計測	2 2
物性物性	物理學	1 2	応用物理学	2 2
物性物性	物理學	3	地球物理	2 2
流体力	力学	2	基礎化	2 2
核および天体	物理学	1	基礎生命科学	2 2
核および天体	物理学	2	工作法	2 2
生物学	物理学	1	実験技術	1 2
生物学	物理学	2	現代数学	1 2
物理学・数学	演習	1	物理学特論	1 2
物理学・数学	演習	2	物理学特論	2 2
			物理特殊相対論	2 2
			物理数学入門	1 2
			物理数学入門	2 2
			量子力学特論	2 2

##### 物理学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位	授業科目	単位
地学概論 I	2	地学実験	2
地学概論 II	2		

## 化 學 科

授 業 科 目			単位	授 業 科 目			単位
数	学	1	2	有	機	化	I
数	学	2	2	有	機	化	II
数	学	3	2	有	機	反	論
数	學	習	2	最	新	有	學
物	理	1	2	基	礎	機	化
物	理	2	2	基	礎	生	命
物	理	3	2	基	礎	科	學
物	理	4	2	基	礎	實驗	(化)
物	理	I	2	基	礎	實驗	(物)
物	理	II	2	基	礎	實驗	(生命科學)
物	理	III	2	實	驗	技	術
物	理	IV	2	化	學	實	驗
物	理	學	2	化	學	實	驗
物	理	學	2	化	學	實	驗
構	造	化	2	化	學	輪	講
分	光	化	2	化	學	特	究
無	機	化	2	化	學	別	義
無	機	化	2	化	學	演	1
無	機	化	2	化	學	演	2
無	機	材	2	工	ネ	ギ	學
分	析	料	2	環	ル	一	學
分	析	化	2	高	地	球	法
分	析	化	2	有	分	化	語
有	機	化	2	機	化	學	
有	機	學	2	應	用	實	
		概	2	化	學	化	
		論	2	化	學	英	
		I	2				
		II	2				

## 化学科が開設する教職関連科目

授 業 科 目		単位	授 業 科 目		単位
地学概論 I		2	地学実験		2
地学概論 II		2			

数学科

授業科目		単位	授業科目		単位
微	微	6	體	門	2
微	微	4	門	I	2
線	線	6	I	II	2
線	線	4	門	1	2
集	集	6	門	2	2
微	微	2	門	3	2
位	位	4	門	1	2
代	代	4	析	2	2
複	複	6	究	3	2
ベ	ベ	2	一	1	2
数	数	2	式	2	2
学	学	2	機	2	2
基	基	2	論	3	2
線	線	2	論	1	2
微	微	2	算	2	2
計	計	2	解	2	2
複	複	2	研	2	2
ル	ル	2	ナ	2	2
ル	ル	2	セ	2	2
代	代	2	セ	2	2
代	代	2	方	2	2
曲	曲	2	算	2	2
位	位	2	関	2	2
関	関	2	グ	2	2
相	相	2	グ	2	2
数	数	2	数	2	2
と	と	2	曲	2	2
線	線	2	空	2	2
相	相	2	解	2	2
数	数	2	解	2	2

生命科学科

### 生命科学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位	授業科目	単位
地学概論Ⅰ	2	地学実験	2
地学概論Ⅱ	2		

## 五 國際社会科学部

### 国際社会学科

授業科目	単位	授業科目	単位
English Communication I	2	マネジメント論	2
Academic Skills I	2	会計学	2
Presentation I	1	マーケティング	2
Self-Directed Learning I	1	簿記学	2
English Communication II	2	統計学	2
Academic Skills II	2	社会科学のための数学	2
Presentation II	1	経営戦略	2
Self-Directed Learning II	1	世界の宗教文化化	2
Economics in the World	1	入門演習I	2
Issues in the World	1	入門演習II	2
Globalization and Business	1	国際企業法	2
Peace and Conflict	1	世界の貧困問題	2
Advertising and the Media	1	計量社会学	2
Social Diversity	1	中国社会の経済分析	2
Global Challenges	1	地域研究の手法	2
Theme-Based Discussions: The Economy	1	アフリカ経済論	2
Theme-Based Discussions: Law and Society	1	国際貿易論	2
Theme-Based Discussions: Business	1	経済成長論	2
Theme-Based Discussions: International Relations	1	国際金融論	2
Group Project	1	組織行動論	2
Business Communication	1	国際会計論	2
Critical Reading	1	マーケティングと消費者行動	2
Advanced Academic Writing	1	ゲーム理論	2
Oral Fluency	1	Law and Economics	2
Area Studies	2	Sustainable Development	2
Independent Studies	2	Sociology of Population	2
海外研修Ⅰ	1	Modern Chinese Economy	2
海外研修Ⅱ	1	Emerging Asian Economy and Society	2
国際ビジネスのための法学	2	Economic Development	2
開発と環境の地理学	2	International Economics	2
社会科学	2	Productivity and Efficiency Analysis	2
中國経済論	2	International Finance: Theory	2
アジア経済論	2	Japanese Economy	2
国際開発論	2	Cross-Cultural Organizational Behavior	2
ミクロ経済学	2	Financial Accounting	2
社会科学のためのデータ分析	2	Marketing Strategy	2
マクロ経済学	2	Corporate Finance and Law	2
グローバル経済論	2	Case Study Methods	2

授業科目	単位	授業科目	単位
International Migration	2	Cost Accounting	2
China's Economic Sustainability and Social Issues	2	Marketing Strategy and Consumer Research in International Markets	2
Politics and Economy in Southeast Asia	2	Asian Business Law	2
Education and Economic Development in Africa	2	International Comparison of Law and Society	2
Current Economic Issues in the Global Economy	2	International Trade Law	2
Globalization, Economic Growth and Income Distribution	2	Game Theory and Negotiation	2
International Finance:Policy	2	Intellectual Property Rights in the Global Market	2
International Business	2	専門演習 I	2
International Human Resource Management	2	専門演習 II	2
		卒業論文・卒業演習	4

#### 国際社会科学科が開設する教職関連科目

授業科目	単位	授業科目	単位
日本史	2	法律学(国際法を含む)	2
外国史 I	2	政治学(国際政治を含む)	2
外国史 II	2	哲学概論	2
地理学	2	西洋倫理学史	4
地誌学	2		

附表3 教職に関する科目

## 1. 中等教員養成

\*教育実習1単位当たりの時間数については、教職課程履修規定の定めるところによる。

## 2. 初等教員養成

\*初等教員養成の科目は、文学部教育学科の専門科目の一部をもってある。

附表4 博物館に関する科目

授業科目		単位	授業科目		単位
生涯学習概論	論	2	自然学概論	史	4
博物館概論	論	2	基礎学概論	I	2
博物館経営論	論	2	気化學概論	I	2
博物館資料論	論	2	機械化學概論	II	2
博物館資料保存論	論	2	機械化學概論	I	2
博物館展示論	論	2	化學概論	II	2
博物館情報・メディア	論	2	化學概論	1	2
博物館教育実習	論	2	化學概論	2	2
文化史特異講義	論	3	生物概論	學	2
文化史史料整理法	論	4	動植物概論	學	2
美術古説	論	4	地地學概論	I	2
民俗学特殊講義	論	4	地地學概論	II	2

別表1

区分	金額(円)
入学検定料	35,000
入学金	200,000

別表2

区分	年額 (円)	分納額及び分納期	
		第1期 4月30日まで	第2期 9月30日まで
在籍料	法学部 経済学部 文学部 理学部 国際社会科学部	60,000	60,000 —
授業料	法学部 経済学部	686,000	343,000 343,000
	文学部	770,000	385,000 385,000
	理学部	1,084,000	542,000 542,000
	国際社会科学部	905,000	452,500 452,500
施設設備費	法学部 経済学部	280,000	280,000 —
	文学部 国際社会科学部	270,000	270,000 —
	理学部	330,000	330,000 —
研究実験費	心理学科 教育学科	30,000	30,000 —
	物理学科 化学学科 生命科学科	80,000	80,000 —

(備考) ただし、入学年度の在籍料、第1期分授業料、施設設備費及び研究実験費は、入学手続時に納付するものとする。

別表3（委託生、研究生）

区分		年額(円)	摘要
授業料	法学部 経済学部 文学部	410,000	期間が半年の場合は205,000円
	理学部	610,000	期間が半年の場合は305,000円
研究実験費	心理学科・ 教育学科	20,000	期間が半年の場合は 10,000円
	物理学科・ 化学科・ 生命科学科	60,000	期間が半年の場合は 30,000円

別表4（科目等履修生）

区分	金額(円)	摘要
選考料	20,000	
登録料	10,000	2年間以上継続して履修する場合は初年度のみ
履修料	1科目につき60,000	半期終了科目は30,000円

IV

---

# 学 位 規 程

IV

学位  
規程

# 学習院大学 学位規程

昭和 36 年 4 月 1 日  
施行

改正	昭和 39 年 3 月 31 日	昭和 40 年 4 月 1 日
	昭和 47 年 4 月 1 日	昭和 53 年 4 月 1 日
	昭和 54 年 4 月 1 日	昭和 56 年 4 月 1 日
	昭和 57 年 4 月 1 日	昭和 59 年 4 月 1 日
	昭和 61 年 4 月 1 日	平成 2 年 4 月 1 日
	平成 3 年 10 月 30 日	平成 6 年 4 月 1 日
	平成 8 年 4 月 1 日	平成 14 年 4 月 1 日
	平成 15 年 4 月 1 日	平成 16 年 4 月 1 日
	平成 17 年 4 月 1 日	平成 18 年 4 月 1 日
	平成 19 年 4 月 1 日	平成 20 年 3 月 28 日
	平成 21 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	平成 23 年 4 月 1 日	平成 25 年 4 月 1 日
	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	平成 28 年 4 月 1 日	平成 29 年 4 月 1 日

## 第1章 総 則

(目的)

**第1条** この規程は本学において授与する学位についての規定並びに学習院大学学則、学習院大学大学院学則及び学習院大学専門職大学院学則に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の名称)

**第2条** 本学において授与する学位は学士、修士、博士及び法務博士（専門職）とする。

2 学士の学位には、次の区分により専攻分野を付記する。

学士（法学）  
学士（政治学）  
学士（経済学）  
学士（経営学）  
学士（哲学）  
学士（史学）  
学士（日本語日本文学）  
学士（英語英米文化学）  
学士（ドイツ語圏文化学）

学士（フランス語圏文化学）

学士（心理学）

学士（教育学）

学士（理学）

学士（社会学）

3 修士の学位には、次の区分により専攻分野を付記する。

修士（法学）

修士（政治学）

修士（経済学）

修士（経営学）

修士（哲学）

修士（美術史学）

修士（史学）

修士（日本語日本文学）

修士（英語英米文学）

修士（ドイツ語ドイツ文学）

修士（フランス文学）

修士（心理学）

修士（臨床心理学）

修士（教育学）

修士（アーカイブズ学）

修士（表象文化学）

修士（理学）

**4 博士の学位には、次の区分により専攻分野を付記する。**

博士（法学）

博士（政治学）

博士（経済学）

博士（経営学）

博士（哲学）

博士（美術史学）

博士（歴史学）

博士（日本語日本文学）

博士（英語英米文学）

博士（ドイツ語ドイツ文学）

博士（フランス文学）

博士（心理學）

博士（臨床心理学）

博士（教育学）

博士（アーカイブズ学）

博士（表象文化学）

博士（理学）

(細則)

**第3条 本学において授与する学位について必要な事項に関しては、本規程に定める規定のほか各研究科の定めるところによる。**

## 第2章 学士

(学士の学位)

**第4条 本学の各学部において、規定の修業年限を満たし、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位数を修得した者には、本学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。**

(学位授与の時期)

**第5条 学士の学位授与の時期は、3月とする。ただし、教授会が特別に必要と認めた場合は、9月とすることができる。**

## 第3章 修士

(修士の学位)

**第6条 本学大学院の博士前期課程を経た者には、本大学大学院学則の定めるところにより、修士の学位を授与する。**

(修士の学位論文及び特定の課題についての研究成果の提出)

**第7条 修士の学位論文及び特定の課題についての研究の成果（以下「修士の学位論文等」という。）は、学位申請書を添え、指導教授（研究科の定めるところにより、准教授が指導教員である場合を含む。以下同じ。）を経て当該研究科委員長に提出する。**

**2 修士の学位論文等の提出は在学中でなければならない。**

(修士の学位論文等)

**第8条 修士の学位論文等は主論文一篇とする。ただし、参考論文を添付することができる。**

**2 修士の学位論文等に使用する言語は各研究科委員会において定める。**

(審査委員)

**第9条 修士の学位論文等の審査委員は、次の各号に定める者とする。**

一 指導教授

二 修士の学位論文の審査においては、当該学位論文の内容に最も関係する科目若しくはこれに関連する科目の授業を担当する教授又は准教授2名以上。ただし、研究科委員会は、審査のために適切であると認めたときは、このうちの1名に代えて、第3項に定める者を審査委員とすることができる。

三 特定の課題についての研究の成果の審査においては、当該研究の成果の内容に最も関係する科目若しくはこれに関連する科目の授業を担当する教授又は准教授1名以上。ただし、2名以上とした場合、研究科委員会は、審査のために適切であると認めたときは、このうちの1名に代えて、第3項に定める者を審査委員とすることができる。

**2 修士の学位論文等の審査において、指導教授が主査となる。ただし、研究科委員会は、准教授が指導教授である場合において、審査のため必要があると認めたときは、指導教授以外の教授を主査とすることができる。**

**3 研究科委員会は、審査のため必要があると認めたときは、第1項に掲げる者以外の本学大学院教員又は学外の大学院・研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。**

(審査及び試験)

**第10条** 審査委員は、修士の学位論文等の審査及び試験を行う。

2 修士の学位論文の審査は、以下の観点から総合的に行うものとする。

- 一 研究課題の明確性及び先行研究を踏まえての的確性
- 二 課題を追求する上での方法論の適切性
- 三 研究方法及び調査方法の妥当性
- 四 結論の妥当性
- 五 研究の独創性と研究分野への貢献

3 修士の特定の課題についての研究の成果の審査は、以下の観点から総合的に行うものとする。

- 一 研究課題の明確性
- 二 課題を追求する上での方法論の適切性
- 三 研究方法及び調査方法の妥当性
- 四 研究の成果の妥当性
- 五 研究の新規性

4 前2項の審査の観点に加えて、各研究科において審査の観点を設けることができる。

5 試験は修士の学位論文等を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。ただし、学位論文等の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験を省くことができる。

(審査委員の報告)

**第11条** 審査委員は、修士の学位論文等の審査及び試験を終えたときは、学位論文等とともにその審査の要旨、試験の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を付して、速かに研究科委員会に提出しなければならない。

(研究科の議決)

**第12条** 研究科委員会は、前条の報告に基づいて、修士の学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決には、研究科委員会委員の3分の2以上の出席を必要とし、修士の学位を授与するには、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(審査結果の報告)

**第13条** 研究科委員会が前条の議決をしたときは、その委員長は修士の学位論文等の審査の要旨及び試験の結果の要旨を文書で学長に報告しなければならない。

2 試験を行わないで、修士の学位を授与できないも

のと議決したときは、試験の結果の要旨を添えることを要しない。

(学位の授与)

**第14条** 学長は、前条の報告に基づき、修士の学位を授与すべき者には修士の学位記を授与し、修士の学位を授与できない者にはその旨を通知する。

2 修士の学位授与の時期は、3月及び10月の年2回とする。ただし、研究科の定めるところにより、3月のみとすることができる。

## 第4章 課程博士

(課程博士の学位)

**第15条** 本学大学院の博士後期課程を経た者には、本大学大学院学則の定めるところにより、博士の学位を授与する(以下「課程博士」という。)。

(課程博士の学位論文の提出)

**第16条** 課程博士の学位論文は、学位申請書・主論文の内容の要旨・論文目録・履歴書を添え、指導教授を経て当該研究科委員長に提出する。

2 課程博士の学位論文の提出は在学中でなければならない。

3 前項の場合、論文審査料を免除する。  
(課程博士の学位論文)

**第17条** 第8条の規定は、課程博士の学位論文に準用する。

(審査委員)

**第18条** 第9条の規定は、課程博士の学位論文の審査委員に準用する。

(審査及び試験)

**第19条** 第10条の規定は、課程博士の学位論文の審査及び試験に準用する。

2 第10条第2項を準用するにあたっては、研究の独創性の高さと研究分野への貢献の度合いを重視するものとする。

(審査期間)

**第20条** 課程博士の学位論文の審査及び試験は、学位論文を受理した日から1年以内に終了しなければならない。ただし、特別な事由があるときは、研究科委員会の議を経て、1年を超えない範囲においてその期間を延長することができる。

2 前項の場合には、研究科委員長は、延長をする理由を付してその旨を学長に報告するとともに、当該申請者に通知しなければならない。

3 延長した期間内に学位論文の審査及び試験を終了することができない特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て、1年を超えない範囲においてその期間を再度延長することができる。この場合には、前項の規定を準用する。

(審査委員の報告)

**第21条** 第11条の規定は、審査委員による審査の報告に準用する。

(研究科の議決)

**第22条** 第12条の規定は、研究科委員会の議決に準用する。

(審査結果の報告)

**第23条** 研究科委員会が前条の議決をしたときは、その委員長は、学位論文とともに審議の要旨を文書で学長に報告しなければならない。

2 試験を行わないで、課程博士の学位を授与できないものと議決したときは、試験の結果の要旨を付することを要しない。

(学位の授与)

**第24条** 学長は、前条の報告に基づき、大学院委員会の議を経て、課程博士の学位を授与すべき者には課程博士の学位記を授与し、課程博士の学位を授与できない者にはその旨を通知する。

2 課程博士の学位授与の時期は、3月及び10月の2回とする。ただし、研究科の定めるところにより、3月のみとすることができます。

(学位論文要旨の公表)

**第25条** 本大学は、課程博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に当該博士の学位の授与に係る学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を学習院学術成果リポジトリによって公表するものとする。

(学位論文の公表)

**第26条** 課程博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を、原則として学習院学術成果リポジトリによって公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前にすでに公表していたときは、この限りでない。

2 前項の規定により学位論文を公表する場合には、その論文に、「学習院大学審査学位論文」と明記しなければならない。

3 やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会

の議を経て、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することをもって学位論文の公表に代えることができる。この場合、当該研究科は、その論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

(学位の登録)

**第27条** 本学において課程博士の学位を授与したときは、学長は学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

## 第5章 論文博士

(論文博士の学位)

**第28条** 博士の学位は、本学大学院博士後期課程を経ない者であっても、論文を提出してその審査及び試験に合格し、かつ専攻学術に関し本学大学院の博士後期課程を修了して学位を授与される者と同様に広い学識と研究指導能力を有することが確認（以下「学力の確認」という。）された場合には、授与することができる（以下「論文博士」という。）。

2 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後に退学した者が、再入学しないで博士の学位を申請する場合には、前項の規定による。

(論文博士の学位論文の提出)

**第29条** 論文博士の学位授与を申請するときは、学位申請書・主論文の内容の要旨・論文目録・履歴書及び所定の論文審査料を添え、第2条に定める学位の専攻区分を指定して、論文を学長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後に退学した者が、退学後3年以内において論文博士の学位授与を申請する場合は、前項の論文審査料を免除する。

3 受理した論文及び論文審査料は還付しない。

(論文博士の学位論文)

**第30条** 第8条の規定は、論文博士の学位論文に準用する。

(審査の付託)

**第31条** 論文博士の学位論文が提出されたときは、学長は受理の可否を研究科委員会に照会し、受理することができる承認された場合には、その論文を審査すべき研究科委員会に付託する。

(審査委員)

**第32条** 論文博士の学位論文の審査委員は、当該学位論文の内容に最も関係する科目若しくはそれに関連する科目的授業を担当する教授又は准教授3名以上とする。ただし、少なくとも1名は当該学位論文の内容に最も関係する科目的授業を担当する教授又は准教授でなければならない。

2 研究科委員会は、審査のために適切であると認めたときは、前項に定める学位論文の内容に関連する科目的授業を担当する教授又は准教授のうちの1名に代えて、第9条第3項に定める者を審査委員とすることができる。

3 学位論文の審査において、審査委員のうち、当該学位論文の内容に最も関係する科目を担当する教授又は准教授が主査となる。ただし、研究科委員会はその者が准教授である場合には、第1項に定める審査委員のうち教授である者を主査とすることができます。

4 研究科委員会は、審査のため必要があると認めたときは、第1項に掲げる者以外の本学大学院教員又は学外の大学院・研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(審査、試験及び学力の確認)

**第33条** 審査委員は、論文博士の学位論文の審査、試験及び学力の確認を行う。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、審査委員の行う学位論文の審査及び試験に準用する。

3 第10条第2項を準用するにあたっては、研究の独創性の高さと研究分野への貢献の度合いを重視するものとする。

4 学力の確認は、試問によって行うことを原則とし、試問は口頭又は筆答により行う。外国語についても2種類を課することを原則とする。

5 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、修了に必要な所定の単位を修得した後に退学した者が、退学から5年以内に論文博士の学位を申請した場合には、前項の学力の確認を免除する。

6 論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び学力の確認を省くことができる。

(審査期間)

**第34条** 第20条の規定は、論文博士の学位論文の審査期間に準用する。

(審査委員の報告)

**第35条** 審査委員は、博士の学位論文の審査、試験及び学力の確認を終えたときは、論文とともにその審査の要旨、試験及び学力の確認の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を付して、速やかに研究科委員会に提出しなければならない。

(研究科の議決)

**第36条** 第12条の規定は、研究科委員会の議決に準用する。

(審査結果の報告)

**第37条** 第23条第1項の規定は、審査結果の報告に準用する。

2 試験及び学力の確認を行わないで、論文博士の学位を授与できないものと議決したときは、試験及び学力の確認の結果の要旨を付すことを要しない。  
(学位の授与)

**第38条** 第24条第1項の規定は、論文博士の学位の授与に準用する。

2 論文博士の学位授与の時期は、その都度定める。  
(学位論文要旨の公表)

**第39条** 第25条の規定は、論文博士の学位論文の要旨の公表に準用する。

(学位論文の公表)

**第40条** 第26条の規定は、論文博士の学位論文の公表に準用する。

(学位の登録)

**第41条** 第27条の規定は、論文博士の学位の登録に準用する。

## 第6章 法務博士（専門職）

(法務博士（専門職）の学位)

**第42条** 本学専門職大学院法務研究科（法科大学院）

法務専攻において、規定の修業年限を満たし、所定の授業科目を履修し、修了に必要な単位数を修得した者には、本学専門職大学院学則の定めるところにより、法務博士（専門職）の学位を授与する。  
(学位授与の時期)

**第43条** 法務博士（専門職）の学位の授与の時期は、3月とする。

## 第7章 その他

(学位の名称)

**第44条** 本学から学位を授与された者が学位の名称を用いる場合には、次のように学位の種類、専攻分

野及び本学名を付記するものとする。

学士（××） 学習院大学

修士（××） 学習院大学

博士（××） 学習院大学

法務博士（専門職） 学習院大学

（学位の取消）

**第45条** 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚す行為をしたときは、学長は教授会又は大学院委員会の議を経て学位を取り消すことができる。

2 前項の議決は、学士又は法務博士（専門職）の学位にあっては、教授会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 第1項の議決は、修士又は博士の学位にあっては、大学院委員会委員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

（学位記及び書類の形式）

**第46条** 学位記及び学位の申請に関する書類の様式は、別表による。

（改正）

**第47条** この規程の改正は、各教授会及び各研究科委員会の議を経て、大学協議会及び大学院委員会の承認を得なければならない。

#### 附 則

この規程は、昭和36年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、昭和39年3月31日から施行する。

#### 附 則

この規程は、昭和40年7月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成3年10月30日から施行する。ただし、第2条の規定にかかわらず、平成2年4月1日以前の文学部国文学科及び人文科学研究科国文学専攻の入学者の学位は、次のとおりとする。

学士（国文学）

修士（国文学）

博士（国文学）

#### 附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、平成8年4月1日から施行する。

2 この規程の施行以前に本学大学院を退学した者が退学後3年以内に博士の学位を申請する場合において、その申請がこの規程の施行後3年を超えない期間内であるときは、第16条第2項の規定にかかわらず、論文博士の学位の申請をすることができる。

#### 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 第2条第2項の規定は、平成18年度の文学部ドイツ文学科及びフランス文学科の第1年次入学者についても適用する。

3 第2条第2項の規定にかかわらず、文学部ドイツ文学科及びフランス文学科の平成17年4月1日以前入学者並びに平成18・19年度第3年次編入学者の学位は、次のとおりとする。

ドイツ文学科学士（ドイツ文学）

フランス文学科学士（フランス文学）

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、文学部英米文学科の平成19年度以前入学者並びに平成21年度以前第3年次編入学者の学位は、次のとおりとする。

英米文学科学士（英米文学）

- 3 第2条第3項及び第4項の専攻分野のうち、美術史学、アーカイブズ学、表象文化学については、平成19年度入学者より適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第2条第3項及び第4項の規定にかかわらず、平成20年4月1日以前の人文科学研究科イギリス文学専攻の入学者の学位は、次のとおりとする。

修士（イギリス文学）

博士（イギリス文学）

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第2条第3項及び第4項の規定にかかわらず、平

成21年4月1日以前の人文科学研究科ドイツ文学専攻の入学者の学位は、次のとおりとする。

修士（ドイツ文学）

博士（ドイツ文学）

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第16条第2項、第28条第2項及び第33条第5項の規定にかかわらず、平成28年4月1日より前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表第1

## (1) 学士 学習院大学学則第49条

学習院大学学位規程第4条による場合

	学位記	
	学部	学科
	氏名	
本大学において成規の試験に合格したので学士（ ）の学位を授与する。		
平成 年 月 日		
学習院大学 学部長		㊞
学習院大学長		㊞
学習院長		㊞
第 号		

## (2) 修士 ア(修士論文による場合)

学習院大学学院学則第14条

学習院大学学位規程第6条による場合

	学位記	
	氏名	
	年 月 日生	
本学大学院 研究科 専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので、修士（ ）の学位を授与する。		
平成 年 月 日		
学習院大学長		㊞
第 号		

(2) 修士 イ (特定の課題についての研究の成果による場合)

学習院大学大学院学則第14条

学習院大学学位規程第6条による場合

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院 研究科 専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し特定  
課題研究の成果の審査及び最終試験に合格したので、修士（ ）の学位を授  
与する。

平成 年 月 日

学習院大学長

印

第 号

(3) 課程博士 学習院大学大学院学則第14条

学習院大学学位規程第15条による場合

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院 研究科 専攻の博士後期課程において所定の単位を修得し学位  
論文の審査及び最終試験に合格したので、博士（ ）の学位を授与する。

平成 年 月 日

学習院大学長

印

甲第 号

(4) 論文博士 学習院大学大学院学則第15条  
学習院大学学位規程第28条第1項による場合

学位記		
氏名		
年月日生		
本大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので、博士（ ）の学位を授与する。		
平成 年 月 日	学習院大学長	印
乙第 号		

(5) 法務博士（専門職） 学習院大学専門職大学院学則第12条第5項  
学習院大学学位規程第42条による場合

学位記		
氏名		
年月日生		
本学専門職大学院法務研究科（法科大学院）法務専攻において所定の単位を修得したので、法務博士（専門職）の学位を授与する。		
平成 年 月 日	学習院大学長	印
第 号		

別表第2 学位申請書（用紙A4）

(1) 第7条第1項による場合

学 位 申 請 書		
年 月 日		
学習院大学長 殿		
学習院大学大学院	研究科	専攻
博士前期課程		
氏名	印	
学習院大学学位規程第7条第1項の規定により修士（ ）の学位の授与を 申請いたします。		
論文及び提出書類		
・主論文		
・その他 ( ) 部		
受 理	年 月 日	事 務 担 当 者
		印

- 備考 1. 論文及び提出書類の提出部数、その他の提出物は、各研究科の内規による。  
2. 参考論文を提出する場合には、提出書類として、主論文の次の行に「・参考論文〇篇 各〇部」と書き加えること。  
3. 主論文の内容の一部又は全部が共同研究によるものである場合には、主論文を提出することについて共同研究者の同意書を添付すること。その場合には、提出書類として、その他の次の行に「・同意書 ○件 各1部」と書き加えること。

## (2) 第16条第1項による場合

## 学 位 申 請 書

年 月 日

学習院大学長 殿

学習院大学大学院 研究科 専攻  
博士後期課程

氏名

印

学習院大学学位規程第16条第1項の規定により博士（ ）の学位の授与を  
申請いたします。

## 論文及び提出書類

- |            |   |
|------------|---|
| ・主論文       | 部 |
| ・論文目録      | 部 |
| ・主論文の内容の要旨 | 部 |
| ・履歴書       | 部 |

受 理	年 月 日	事 務 担 当 者	印
-----	-------	-----------	---

備考 1. 論文及び提出書類の提出部数は、各研究科の内規による。

- 参考論文を提出する場合には、提出書類として、主論文の次の行に「・参考論文〇篇 各〇部」と書き加えること。
- 主論文の内容の一部又は全部が共同研究によるものである場合には、主論文を提出することについて共同研究者の同意書を添付すること。その場合には、提出書類として、履歴書の次の行に「・同意書 ○件 各1部」と書き加えること。

(3) 第29条第1項による場合

学位申請書			
年月日			
学習院大学長 殿			
申請者			
住所			
氏名	印		
学習院大学学位規程第29条第1項の規定により博士( )の学位の授与を申請いたします。			
論文及び提出書類			
・主論文	3部		
・論文目録	4部		
・主論文の内容の要旨	4部		
・履歴書	2部		
・論文審査料	金 円		
受付	年月日	事務担当者	印

- 備考 1. 参考論文を提出する場合には、提出書類として、主論文の次の行に「・参考論文〇篇 各〇部」と書き加えること。
2. 主論文の内容の一部又は全部が共同研究によるものである場合には、主論文を提出することについて共同研究者の同意書を添付すること。その場合には、提出書類として、論文審査料の次の行に「・同意書 〇件 各1部」と書き加えること。

**別表第3 第16条第1項又は第29条第1項による学位申請書添付書類（用紙A4）**

## (1) 論文目録

報告番号	学習院大・甲・乙・第 号
論 文 目 錄	
学位申請者氏名	
<p>1 主論文 ・題名 ・公表の方法及び時期</p> <p>2 参考論文 ・題名 ・公表の方法及び時期</p>	

- 備考 1. 論文題名が外国語の場合は、和訳を付記すること。  
2. 参考論文が2以上ある場合は、それぞれ題名・公表の方法及び時期を記入すること。

(2) 主論文の内容の要旨

報告番号	学習院大・甲・乙・第 号	
主論文の内容の要旨		
学位申請者 氏 名	ローマ字 氏 名	
論文題名		
内容の要旨		

備考 用語は日本語とすること。

## (3) 履歴書

報告番号	学習院大・甲・乙・第 号		
履歴書			
年 月 日			
学位申請者氏名	印		
生 年 月 日	年 月 日		
本 籍	都 道 府 県		
現 住 所			
学歴			
研究歴			
職歴			

別表第4 論文審査の要旨の報告書（用紙A4）

(1) 第11条による場合

報告番号	学習院大・修士	
論文審査の要旨及び担当者		
年 月 日		
学位申請者氏名		
論文審査担当者	主査 氏 名	印
	氏 名	印
	氏 名	印
論文題名		
論文審査の要旨		

## (2) 第21条又は第35条による場合

報告番号	学習院大・甲・乙・第 号	
論文審査の要旨及び担当者 年　月　日		
学位申請者氏名		
論文審査担当者	主査　氏　名	(印)
	氏　名	(印)
	氏　名	(印)
論文題名		
論文審査の要旨		

別表第5 試験の結果の要旨報告書（用紙A4）

(1) 第11条による場合

報告番号	学習院大・修士											
試験の結果の要旨及び担当者												
年　月　日												
<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 20%;">学位申請者氏名</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="3" style="vertical-align: middle; text-align: center;">試験担当者</td><td>主査 氏名</td><td style="text-align: right;">㊞</td></tr><tr><td>氏名</td><td style="text-align: right;">㊞</td></tr><tr><td>氏名</td><td style="text-align: right;">㊞</td></tr></table>			学位申請者氏名			試験担当者	主査 氏名	㊞	氏名	㊞	氏名	㊞
学位申請者氏名												
試験担当者	主査 氏名	㊞										
	氏名	㊞										
	氏名	㊞										
試験の結果の要旨												

備考 試験の内容（どのような科目で、どのような内容の試験を行ったか）、試験の方法（試験の具体的な方法）、結論（学位授与の可否）を記入すること。

## (2) 第21条又は第35条による場合

報告番号	学習院大・甲・乙・第	号
試験の結果の要旨及び担当者 年　月　日		
学位申請者氏名		
試験担当者	主査　氏　名	(印)
	氏　名	(印)
	氏　名	(印)
試験の結果の要旨		

備考 試験の内容（どのような科目で、どのような内容の試験を行ったか）、試験の方法（試験の具体的な方法）、結論（学位授与の可否）を記入すること。

別表第6 第35条による学力の確認の結果の要旨報告書（用紙A4）

報告番号	学習院大・乙・第	号
学力の確認の結果の要旨及び担当者 年　月　日		
学位申請者氏名		
試験担当者	主査　氏名	(印)
	氏名	(印)
	氏名	(印)
学力の確認の結果の要旨		

備考 試験科目（どのような科目で、どのような内容の試験を行ったか）、確認の方法（学力確認の具体的な方法）、結果（学力確認の評価と、博士後期課程修了者と同等の学力を有することを確認したこと）を記入すること。

## 別表第7 学位授与審議報告書（用紙A4）

## (1) 第23条による場合

報告番号	学習院大・甲・第 号	
学位授与審議報告書		
年   月   日		
学習院大学長 殿		
研究科委員長		
氏名		㊞
1 学位の名称		
2 学位授与申請者		
本籍		
氏名		
生年月日		
3 授与の要件		研究科           専攻博士後期課程修了者
4 学位論文の題名		
5 学位論文審査機関の名称及び組織		
名 称           審査会		
組 織           委 員           人		
主 査           人		
その他委員       人		
6 判定の方法		機関の名称           研究科委員会
		判定の方法
7 研究科委員会開催日           年   月   日   於		
8 研究科委員会における審議の要旨		
添付書類		
(1) 論文目録   (2) 主論文の内容の要旨   (3) 履歴書		
(4) 論文審査の要旨及び担当者   (5) 試験の結果の要旨及び担当者		

備考 課程博士の場合はこの報告書に記入すること。

(2) 第37条による場合

報告番号	学習院大・乙・第	号
------	----------	---

学位授与審議報告書

年 月 日

学習院大学長 殿

研究科委員長

氏名

印

1 学位の名称

2 学位授与申請者

本籍

氏名

生年月日

3 授与の要件 博士の論文提出者

4 学位論文の題名

5 学位論文審査機関の名称及び組織 名称 審査会

組織 委員 人

主査 人

その他委員 人

6 判定の方法 機関の名称 研究科委員会

判定の方法

7 研究科委員会開催日 年 月 日 於

8 研究科委員会における審議の要旨

添付書類

(1) 論文目録 (2) 主論文の内容の要旨 (3) 履歴書

(4) 論文審査の要旨及び担当者 (5) 試験の結果の要旨及び担当者

(6) 学力の確認の結果の要旨及び担当者

備考 論文博士の場合はこの報告書に記入すること。

## ○学位論文審査料の基準に関する細則

昭和 59 年 4 月 1 日  
施行

改正 平成 8 年 4 月 1 日 平成 14 年 7 月 18 日

**第1条** この細則は、学習院大学学位規程第29条第1項の学位論文審査料について、その基準を定める。

**第2条** 学位論文審査料は、次の基準による。

一 学位規程第28条第2項の条件を満たす者

- |                             |          |
|-----------------------------|----------|
| イ 退学後、3年を超えて5年以内に学位論文を提出した者 | 30,000 円 |
| ロ 退学後、5年を超えて学位論文を提出した者      | 60,000 円 |

二 前号の条件を満たさぬ者

- |                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| イ 本大学卒業者及び本大学大学院博士前期課程または修士課程を修了した者 | 80,000 円  |
| ロ その他の者                             | 120,000 円 |

三 本院の専任教職員である者

20,000 円

**第3条** この細則の改正は、大学院委員会の議を経て行う。

### 附 則

- 1 この細則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 学位論文審査料の基準に関する内規は、廃止する。

### 附 則

この細則は、平成8年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成14年7月18日から施行する。



# V

---

## 履修規程

V

履修規程

平成31年度入学学生用	78
履修モデル	84
平成30～27年度入学学生用	85
履修モデル	91

この履修規程は、平成31年度に法科大学院に入学した学生全員に適用されます。

## 学習院大学法科大学院履修規程

(修了要件)

**第1条** 学生は、本法科大学院を修了して法務博士（専門職）の学位を得るために、3年以上在学し、下記の表に従って修了年次において、GPA<sup>注)</sup> の数値が通算1.5以上で総計107単位以上を修得していかなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法学既修者である学生

については在学期間を2年以上とし、別表6に掲げる授業科目について本法科大学院の入学時に24単位を修得し、第1年次を修了したものとみなす。この場合においては、修了に必要な単位は修得したものとみなされる24単位を含めて総計102単位以上とする。

(修了するために修得が必要とされる科目の種類及び単位数)

( ) 内は法学既修者

必修科目	法律基本科目	公法系	別表1に掲げる科目	12単位 (12単位)
		民事法系		36単位 (32単位)
		刑事法系		16単位 (16単位)
		法学入門		3単位 (2単位)
	法律実務基礎科目			12単位 (12単位)

選択必修科目	基礎法学・隣接科目	別表4に掲げる科目から4単位を選択する
	展開・先端科目	別表5に掲げる科目から16単位を選択する

選択科目	法律基本科目	別表2に掲げる科目	別表2ないし別表5に掲げる科目から8単位を選択する
	法律実務基礎科目	別表3に掲げる科目	
	基礎法学・隣接科目	別表4に掲げる科目	
	展開・先端科目	別表5に掲げる科目	

(履修の仕方)

**第2条** 学生は、履修年次の指定がある科目について

は、それに従って履修をしなければならない。

2 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、第1年次に34単位、第2年次に36単位、第3年次に44単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、第2年次で「エクステーンシップ」を履修する学生については、1年

間に履修科目として登録することができる単位数の上限を37単位とする。

(単位修得)

**第3条** 単位認定にあたっては、原則として試験を実施する。

2 科目の特性により、試験に代えて、レポートその他適当な方法によって考查することがある。

## (進級の要件)

- 第4条** 第1年次の学生は、当該年次に配当される必修科目（次の年次において履修が可能とされているものを除く）のうち、いずれかの科目的単位を修得していないとき、当該年次における成績についてGPAの数値が1.5に達していないとき又は共通到達度確認試験で一定の水準に達していないときは、第2年次に進級することができない。共通到達度確認試験の詳細及び水準については、別に定めるところによる。
- 2 第2年次の学生は、当該年次に配当される必修科目（次の年次において履修が可能とされているものを除く）のうち、いずれかの科目的単位を修得していないとき又は当該年次における成績についてGPAの数値が1.5に達していないときは、第3年次に進級することができない。ただし、第2年次における成績についてGPAの数値が1.8以上である場合において、当該年次に配当される必修科目につき単位を修得していない科目が1科目のみであるときは、第3年次へ進級することができるものとする。
- 3 前二項の規定によって進級することができなかつた学生については、秀又は優の評価を得た科目的単位を除き、当該年度の修得単位のすべてを無効とする。

## (他の大学院における授業科目の履修等)

- 第5条** 本法科大学院は、学習院大学専門職大学院学則（以下「専門職大学院学則」という。）第13条の定めるところにより、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、33単位を超えない範囲で本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。
- 2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- (入学前の既修得単位等の認定)

- 第6条** 本法科大学院は、専門職大学院学則第13条の定めるところにより、学生が本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本法科大学院に入学した後の本法科大学院における授業科目の履修により修得した

ものとみなすことがある。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのある単位数は、前条の規定により本法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて24単位（ただし、同条でみなすことがある単位のうち、24単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

## (法学既修者の単位認定)

- 第7条** 法学既修者である学生については、第5条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、9単位を超えないものとする。
- 2 法学既修者である学生については、前条の規定は適用しない。

## 注) GPAの算出方法

GPA (GRADE POINT AVERAGEの略) は、各科目的成績評価を成績点数（秀=4点、優=3点、良=2点、可=1点、不可=0点）に換算し、該当する成績点数に科目的単位数を乗じたものの合計を総履修単位数で除し、小数点以下第4位を四捨五入して、第3位までの値をとることで算出される。

$$GPA = \frac{\text{(成績点数} \times \text{単位数}) \text{ の和}}{\text{総履修単位数}}$$

## 〔例〕

科目名	単位数	評価	成績点数×単位数
憲法入門1	2	秀	4 × 2 = 8
民法入門2	2	可	1 × 2 = 2
刑法入門1	2	良	2 × 2 = 4
総履修単位数	6	合計	14

$$GPA = \frac{14}{6} = 2.333$$

※法学入門演習、法文書作成指導1～4およびエクスターんシップはGPA算出対象科目から除外

別表1～別表5の凡例

◎ この年次でしか履修できない  
□ いずれの年次で履修してもよい

○ この年次での履修が望ましい  
— 履修できない

△ この年次でも履修できる

別表1 必修科目一覧

授業科目名			単位数	履修年次の指定					
				1年		2年		3年	
				第1学期	第2学期	第1学期	第2学期	第1学期	第2学期
公法系	憲法	憲法入門1	2	◎					
		憲法入門2	2		◎				
		憲法1	2			◎			
		憲法2	2				◎		
	行政法	行政法1	2			◎			
		行政法2	2				◎		
法律基本科目	民事法系	民法入門1	2	◎					
		民法入門2	2	◎					
		民法入門3	2		◎				
		民法事例・判例研究1	2	◎					
		民法事例・判例研究2	2		◎				
		応用民法1	2			◎			
		応用民法2	2			◎			
		応用民法3	2				◎		
		応用民法4	2				◎		
		家族法	2					◎	
	民事訴訟法	民法演習1	2					◎	
		会社法1	2			◎			
		会社法2	2				◎		
		会社法3	2					◎	
	刑事訴訟法	民事訴訟法入門1	2	◎					
		民事訴訟法入門2	2		◎				
		民事訴訟法	2			◎			
		民事訴訟法演習1	2				◎		
刑法系	刑法	刑法入門1	2	◎					
		刑法入門2	2		◎				
		刑法1	2			◎			
		刑法2	2				◎		
	刑事訴訟法	刑事訴訟法入門1	2		◎				
		刑事訴訟法入門2	2		◎				
		刑事訴訟法1	2			◎			
		刑事訴訟法2	2				◎		
		法学入門演習	1		◎				
		法学入門講義	2	◎					
法律実務基礎科目	民事訴訟実務	2						◎	
	刑事模擬裁判	2						◎	
	刑事実務	2							◎
	法曹倫理	2				△		○	
	法文書作成指導1	1			◎				
	法文書作成指導2	1					◎		
	法文書作成指導3	1						◎	
	法文書作成指導4	1							◎

別表2 選択・法律基本科目一覧

授業科目名	単位数	履修年次の指定					
		1年		2年		3年	
		第1学期	第2学期	第1学期	第2学期	第1学期	第2学期
憲法3	2	—	—	—	—	—	◎
行政法3	2	—	—	—	—	—	◎
憲法判例研究	2	—	—	—	—	◎	—
行政法判例研究	2	—	—	—	—	◎	—
民法演習2	2	—	—	—	—	—	◎
事例会社法	2	—	—	—	—	—	◎
商事法演習	2	—	—	□	—	□	—
商法総則・商行為法	2	—	—	—	—	◎	—
民事訴訟法演習2	2	—	—	—	—	◎	—
民事訴訟法演習3	2	—	—	—	—	—	◎
刑法演習1（刑法重要判例研究）	2	—	—	—	—	◎	—
刑法演習2（刑法総合）	2	—	—	—	—	—	◎
刑事訴訟法演習（刑事訴訟法重要判例研究）	2	—	—	—	—	—	◎

別表3 選択・法律実務基礎科目一覧

授業科目名	単位数	履修年次の指定					
		1年		2年		3年	
		第1学期	第2学期	第1学期	第2学期	第1学期	第2学期
公法訴訟実務	2	—	—	—	—	—	◎
民事模擬裁判	2	—	—	—	—	◎	—
民事手続法演習（和解と交渉）	2	—	—	—	—	◎	—
エクスターーンシップ*	1	—	—	—	□	—	□

\*「エクスターーンシップ」を履修する場合は、「法曹倫理」を必ず事前に履修すること。

別表4 選択・基礎法学・隣接科目一覧

授業科目名	単位数	履修年次の指定					
		1年		2年		3年	
		第1学期	第2学期	第1学期	第2学期	第1学期	第2学期
比較法	2	—	—	□	—	□	—
アメリカ法1	2	—	—	○	—	△	—
アメリカ法2	2	—	—	—	○	—	△
法理学1	2	—	—	□	—	□	—
法理学2	2	—	—	—	□	—	□

別表5 選択・展開・先端科目一覧

授業科目名	単位数	履修年次の指定			
		2年		3年	
		第1学期	第2学期	第1学期	第2学期
借地借家法	2	○		△	
消費者法	2		□		□
債権保全・回収実務	2		□		□
企業法務1	2	○		△	
企業法務2	2		○		△
民事法総合演習1（民事保全）	2		○		△
民事法総合演習2（破産）	2		○		△
民事法総合演習3（担保・執行）	2	△		○	
民事法総合演習4（民事再生）	2	△		○	
支払決済法	2		□		□
刑事法応用演習1（少年法）	2	—	—	◎	
刑事法応用演習2（刑事司法政策論）	2	—	—		◎
労働法1	2	□		□	
労働法2	2	□		□	
労働法演習	2		△		○
租税法1	2	□		□	
租税法2	2		□		□
経済法1	2	□		□	
経済法2	2		□		□
知的財産法1	2	—	—	◎	
知的財産法2	2	—	—		◎
国際法	2	□		□	
国際経済法	2	□		□	
国際私法1	2	—	—	◎	
国際私法2	2	—	—		◎
国際私法演習	2	—	—		◎
環境法1	2	□		□	
環境法2	2		□		□

別表6 法学既修者が本法科大学院入学時に修得したとみなされる授業科目一覧

授業科目名	単位数
憲法入門1	2
憲法入門2	2
民法入門1	2
民法入門2	2
民法入門3	2
民事訴訟法入門1	2
民事訴訟法入門2	2
刑法入門1	2
刑法入門2	2
刑事訴訟法入門1	2
刑事訴訟法入門2	2
法学入門講義	2

## 履修モデル

企業法分野で活躍の法曹を志望する場合			一般民事法分野で活躍の法曹を志望する場合			公法紛争や刑法分野で活躍の法曹を志望する場合		
学年	単位数	履修科目	学年	単位数	履修科目	学年	単位数	履修科目
1	29	必 修	1	29	必 修	1	29	必 修
2	36	必修(法曹倫理を除く)	2	36	必修(法曹倫理を除く)	2	36	必修(法曹倫理を除く)
		企業法務1			民事法総合演習1			法 理 学1
3	44	必 修	3	43	必 修	3	43	必 修
		法 理 学1			エクスターーンシップ			憲 法3
		アメリカ法1			民事模擬裁判			エクスターーンシップ
		民法演習2			民事手続法演習(和解と交渉)			アメリカ法1
		事例会社法			法 理 学1			公法訴訟実務
		商事法演習			比 較 法			刑事法応用演習1
		企業法務2			民事訴訟法演習2			刑事法応用演習2
		民事法総合演習1			消費者法			刑法演習1
		民事法総合演習2			民事法総合演習2			刑法演習2
		労 働 法1			民事法総合演習3			労 働 法1
		経 済 法1			民事法総合演習4			租 税 法1
		租 税 法1			支払決済法			租 税 法2
		知的財産法1			労 働 法1			環 境 法1
		知的財産法2			労 働 法2			経 済 法1
		国際私法1			労働法演習			国 際 法

この履修規程は、平成30年度～平成27年度に法科大学院に入学した学生全員に適用されます。

## 学習院大学法科大学院履修規程

(修了要件)

**第1条** 学生は、本法科大学院を修了して法務博士（専門職）の学位を得るために、3年以上在学し、下記の表に従って修了年次において、GPA<sup>注)</sup>の数値が通算1.5以上で総計107単位以上を修得していかなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法学既修者である学生

については在学期間を2年以上とし、別表6に掲げる授業科目について本法科大学院の入学時に24単位を修得し、第1年次を修了したものとみなす。この場合においては、修了に必要な単位は修得したものとみなされる24単位を含めて総計102単位以上とする。

(修了するために修得が必要とされる科目の種類及び単位数)

( ) 内は法学既修者

必修科目	法律基本科目	公法系	別表1に掲げる科目	12単位 (12単位)
		民事法系		36単位 (32単位)
		刑事法系		16単位 (16単位)
		法学入門		3単位 (2単位)
	法律実務基礎科目			12単位 (12単位)

選択必修科目	基礎法学・隣接科目	別表4に掲げる科目から4単位を選択する
	展開・先端科目	別表5に掲げる科目から16単位を選択する

選択科目	法律基本科目	別表2に掲げる科目	別表2ないし別表5に掲げる科目から8単位を選択する (ただし法律基本科目は6単位を上限とする)
	法律実務基礎科目	別表3に掲げる科目	
	基礎法学・隣接科目	別表4に掲げる科目	
	展開・先端科目	別表5に掲げる科目	

(履修の仕方)

**第2条** 学生は、履修年次の指定がある科目については、それに従って履修をしなければならない。

2 学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、第1年次に34単位、第2年次に36単位、第3年次に44単位とする。

(単位修得)

**第3条** 単位認定にあたっては、原則として試験を実

施する。

2 科目の特性により、試験に代えて、レポートその他適当な方法によって考査することがある。  
(進級の要件)

**第4条** 第1年次及び第2年次の学生は、当該年次に配当される必修科目（次の年次において履修が可能とされているものを除く）のうち、いずれかの科目の単位を修得していないとき又は当該年次に

おける成績についてGPAの数値が1.5に達していないときは、それぞれ次の年次に進級することができない。

2 前項の規定によって進級することができなかった学生については、秀又は優の評価を得た科目の単位を除き、当該年度の修得単位のすべてを無効とする。

3 第1項の規定にかかわらず、学生は、第2年次における成績についてGPAの数値が1.8以上である場合において、当該年次に配当される必修科目につき単位を修得していない科目が1科目のみであるときは、第3年次へ進級することができるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

**第5条** 本法科大学院は、学習院大学専門職大学院学則（以下「専門職大学院学則」という。）第13条の定めるところにより、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、33単位を超えない範囲で本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第6条** 本法科大学院は、専門職大学院学則第13条の定めるところにより、学生が本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本法科大学院に入学した後の本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのある単位数は、前条の規定により本法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて24単位（ただし、同条でみなすことがある単位のうち、

24単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

(法学既修者の単位認定)

**第7条** 法学既修者である学生については、第5条の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、9単位を超えないものとする。

2 法学既修者である学生については、前条の規定は適用しない。

#### 注) GPAの算出方法

GPA (GRADE POINT AVERAGEの略) は、各科目の成績評価を成績点数（秀=4点、優=3点、良=2点、可=1点、不可=0点）に換算し、該当する成績点数に科目の単位数を乗じたものの合計を総履修単位数で除し、小数点以下第4位を四捨五入して、第3位までの値をとることで算出される。

$$GPA = \frac{(成績点数 \times 単位数) の和}{総履修単位数}$$

#### 〔例〕

科目名	単位数	評価	成績点数×単位数
憲法入門 1	2	秀	4 × 2 = 8
民法入門 2	2	可	1 × 2 = 2
刑法入門 1	2	良	2 × 2 = 4
総履修単位数	6	合計	14

$$GPA = \frac{14}{6} = 2.333$$

※法学入門演習、法文書作成指導1～4およびエクスター・シップはGPA算出対象科目から除く

別表1～別表5の凡例

◎ この年次でしか履修できない  
□ いずれの年次で履修してもよい

○ この年次での履修が望ましい  
— 履修できない

△ この年次でも履修できる

別表1 必修科目一覧

授業科目名			単位数	履修年次の指定					
				1年		2年		3年	
				第1学期	第2学期	第1学期	第2学期	第1学期	第2学期
公法系	憲法	憲法入門1	2	◎					
		憲法入門2	2		◎				
		憲法1	2			◎			
		憲法2	2				◎		
	行政法	行政法1	2			◎			
		行政法2	2				◎		
法律基本科目	民事法系	民法入門1	2	◎					
		民法入門2	2	◎					
		民法入門3	2		◎				
		民法事例・判例研究1	2	◎					
		民法事例・判例研究2	2		◎				
		応用民法1	2			◎			
		応用民法2	2			◎			
		応用民法3	2				◎		
		応用民法4	2				◎		
		家族法	2					◎	
	商法	民法演習1	2					◎	
		会社法1	2			◎			
		会社法2	2				◎		
		会社法3	2					◎	
	民事訴訟法	民事訴訟法入門1	2	◎					
		民事訴訟法入門2	2		◎				
		民事訴訟法	2			◎			
		民事訴訟法演習1	2				◎		
刑事法系	刑法	刑法入門1	2	◎					
		刑法入門2	2		◎				
		刑法1	2			◎			
		刑法2	2				◎		
	刑事訴訟法	刑事訴訟法入門1	2		◎				
		刑事訴訟法入門2	2		◎				
		刑事訴訟法1	2			◎			
		刑事訴訟法2	2				◎		
		法学入門演習	1	◎					
		法学入門講義	2		◎				
法律実務基礎科目	民事訴訟実務	2						◎	
	刑事模擬裁判	2						◎	
	刑事実務	2							◎
	法曹倫理	2				△		○	
	法文書作成指導1	1			◎				
	法文書作成指導2	1					◎		
	法文書作成指導3	1						◎	
	法文書作成指導4	1							◎

別表2 選択・法律基本科目一覧

授業科目名	単位数	履修年次の指定					
		1年		2年		3年	
		第1学期	第2学期	第1学期	第2学期	第1学期	第2学期
憲法3	2	—	—	—	—	—	◎
行政法3	2	—	—	—	—	—	◎
憲法判例研究	2	—	—	—	—	◎	—
行政法判例研究	2	—	—	—	—	◎	—
民法演習2	2	—	—	—	—	—	◎
事例会社法	2	—	—	—	—	—	◎
商事法演習	2	—	—	□	—	□	—
民事訴訟法演習2	2	—	—	—	—	◎	—
民事訴訟法演習3	2	—	—	—	—	—	◎
債権法改正	2	—	—	—	□	—	□
刑法演習1（刑法重要判例研究）	2	—	—	—	—	◎	—
刑法演習2（刑法総合）	2	—	—	—	—	—	◎
刑事訴訟法演習（刑事訴訟法重要判例研究）	2	—	—	—	—	—	◎

別表3 選択・法律実務基礎科目一覧

授業科目名	単位数	履修年次の指定					
		1年		2年		3年	
		第1学期	第2学期	第1学期	第2学期	第1学期	第2学期
公法訴訟実務	2	—	—	—	—	—	◎
民事模擬裁判	2	—	—	—	—	◎	—
民事手続法演習（和解と交渉）	2	—	—	—	—	◎	—
エクスターンシップ*	1	—	—	—	△	—	○

\*「エクスターンシップ」を履修する場合は、「法曹倫理」を必ず事前に履修すること。なお、2年次で「エクスターンシップ」を希望する場合、2年次の履修上限単位数（36単位）により、「エクスターンシップ」が聴講扱いとなり単位修得できない。

別表4 選択・基礎法学・隣接科目一覧

授業科目名	単位数	履修年次の指定					
		1年		2年		3年	
		第1学期	第2学期	第1学期	第2学期	第1学期	第2学期
比較法	2	—	—	□	—	□	—
アメリカ法1	2	—	—	○	—	△	—
アメリカ法2	2	—	—	—	○	—	△
法理学1	2	—	—	□	—	□	—
法理学2	2	—	—	—	□	—	□

別表5 選択・展開・先端科目一覧

授業科目名	単位数	履修年次の指定			
		2年		3年	
		第1学期	第2学期	第1学期	第2学期
借地借家法	2	○		△	
消費者法	2		□		□
債権保全・回収実務	2		□		□
企業法務1	2	○		△	
企業法務2	2		○		△
商法総則・商行為法	2	—	—	◎	
民事法総合演習1（民事保全）	2		○		△
民事法総合演習2（破産）	2		○		△
民事法総合演習3（担保・執行）	2	△		○	
民事法総合演習4（民事再生）	2	△		○	
支払決済法	2		□		□
刑法法応用演習1（少年法）	2	—	—	◎	
刑法法応用演習2（刑事司法政策論）	2	—	—	◎	
労働法1	2	□		□	
労働法2	2	□		□	
労働法演習	2		△		○
租税法1	2	□		□	
租税法2	2		□		□
経済法1	2	□		□	
経済法2	2		□		□
知的財産法1	2	—	—	◎	
知的財産法2	2	—	—	◎	
国際法	2	□		□	
国際経済法	2	□		□	
国際私法1	2	—	—	◎	
国際私法2	2	—	—	◎	
国際私法演習	2	—	—	◎	
環境法1	2	□		□	
環境法2	2		□		□

別表6 法学既修者が本法科大学院入学時に修得したとみなされる授業科目一覧

授 業 科 目 名	単位数
憲法入門1	2
憲法入門2	2
民法入門1	2
民法入門2	2
民法入門3	2
民事訴訟法入門1	2
民事訴訟法入門2	2
刑法入門1	2
刑法入門2	2
刑事訴訟法入門1	2
刑事訴訟法入門2	2
法学入門講義	2

## 履修モデル

企業法分野で活躍の法曹を志望する場合			一般民事法分野で活躍の法曹を志望する場合			公法紛争や刑法分野で活躍の法曹を志望する場合		
学年	単位数	履修科目	学年	単位数	履修科目	学年	単位数	履修科目
1	29	必 修	1	29	必 修	1	29	必 修
2	36	必修(法曹倫理を除く)	2	36	必修(法曹倫理を除く)	2	36	必修(法曹倫理を除く)
		企業法務1			民事法総合演習1			法 理 学1
3	44	必 修	3	43	必 修	3	43	必 修
		法 理 学1			エクスターーンシップ			憲 法3
		アメリカ法1			民事模擬裁判			エクスターーンシップ
		民法演習2			民事手続法演習(和解と交渉)			アメリカ法1
		事例会社法			法 理 学1			公法訴訟実務
		商事法演習			比 較 法			刑事法応用演習1
		企業法務2			民事訴訟法演習2			刑事法応用演習2
		民事法総合演習1			消費者法			刑法演習1
		民事法総合演習2			民事法総合演習2			刑法演習2
		労 働 法1			民事法総合演習3			労 働 法1
		経 済 法1			民事法総合演習4			租 税 法1
		租 税 法1			支払決済法			租 税 法2
		知的財産法1			労 働 法1			環 境 法1
		知的財産法2			労 働 法2			経 済 法1
		国際私法1			労働法演習			国 際 法



# VI

---

## 履修方法等に関する要項

VI

履修方法等に関する要項

## **VI | 学習院大学法科大学院履修方法等に関する要項**

### **1 目的**

1. 本要項は、学習院大学専門職大学院学則及び法科大学院履修規程（以下「履修規程」という）に基づき、法科大学院（以下「本大学院」という）の履修方法等に係る事項について定める。

### **2 1学年の学修期間**

1. 1学年の学修期間は、定期試験等の日を含めて35週とし、これを第1学期及び第2学期に分ける。
2. 各学期の授業回数は、定期試験等の日を含めて15回を下回らないこととし、特定の曜日の授業回数がこれを下回る年度については、当該年度の学年暦を定める際に調整するものとする。

### **3 学期・休業日**

1. 学期・休業日は、当該年度の学年暦によるものとする。
2. 学長は、臨時に授業を行う日又は行わない日を定めることができる。

### **4 単位**

1. 授業の単位は、すべての学修活動（教室における授業時間とその準備のための教室外における学修時間とを含めて）45時間を基準とし、本大学院の各授業科目の単位数は、本大学院学則別表1に定めるとおりとする。

## 5 履修計画及び履修申請

1. 科目の履修に際しては、単位制の本質に照らし、単に授業を受けるだけでなく、所要の自習時間を活用し、毎週毎時間の授業について自主的に研究をすすめることとする。特に教室において行われる学修指導に留意し、指定される参考書等について、十分学修し、また随時に行われる臨時考査等に対して常に準備しておくものとする。なお、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」（文部科学省法科大学院特別委員会）の内容につき、常に把握し、学修に役立てることが望ましい。
2. 年度当初の履修計画は、前項に留意するとともに、履修規程に従って作成するものとする。
3. 履修申請は、前項の履修計画に基づき、所定の手続により指定期日までに完了しなければならない。
4. 履修申請した科目を修正する場合には、所定の履修登録修正期間内に修正手続をすること。
5. 修正手続期間後は、原則として履修登録の修正は認めない。ただし、科目の履修登録を取消す場合には、所定の履修登録取消期間内に書面により取消手続をすること。

## 6 授業時間

1. 本大学院における授業は、90分をもって1時限とし、1日に6時限を行う。ただし、土曜日は2時限にて行う。
2. 授業時間は次のとおりとする。

時 限	授 業 時 間
第 1 時 限	9 : 00 ~ 10 : 30
第 2 時 限	10 : 40 ~ 12 : 10
第 3 時 限	13 : 00 ~ 14 : 30
第 4 時 限	14 : 40 ~ 16 : 10
第 5 時 限	16 : 20 ~ 17 : 50
第 6 時 限	18 : 00 ~ 19 : 30

3. 補講・集中講義等については、その都度告知する。
4. 45分以上の遅刻は、理由を問わず、欠席扱う。

## 7 休 講

1. 授業担当者の都合でやむを得ず授業を休講とする場合には、前もってG-Portまたは掲示で告知する。休講の告知がなく、授業開始時刻を30分以上経過しても何の連絡もない場合には、学生センター教務課に問合せ、指示を受けること。
2. 気象庁から気象に関する警報が発表された場合、また、自然災害・ストライキに起因して交通機関の運行が停止した場合、学長は次（頁）の基準をもって判断の上、休講に関する措置を決定し、できる限り速やかにG-Port及び大学ホームページに掲載し告知するものとする。  
なお、授業中に上記の事例が発生した場合の措置についても、学長の判断による。
3. 前項による措置の他、学長の判断により授業を休講とすることがある。この場合は、掲示を行うとともに、できる限り速やかにG-Portに掲載するものとする。
4. 大震法に基づく警戒宣言が発せられた場合の授業について  
大規模地震対策特別措置法（大震法）に基づく警戒宣言が発せられた場合は授業を中止し、臨時に休業とする。  
警戒宣言が解除されたときは次のとおりとする。
  - (1) 6：00までに解除された場合 …… 平常通り授業を行う。
  - (2) 10：00までに解除された場合 …… 第3時限から授業を行う。
  - (3) 12：00を過ぎて解除された場合 …… その翌日から授業を行う。

■休講となる条件（①②③のひとつでも条件を満たす場合）

気象に関する警報が発表された場合	①「暴風・大雪・暴風雪警報のいずれか」が、「東京23区全域に発表された」場合 (東京23区のいずれか、あるいは多摩西部・多摩南部・多摩北部に警報が発表されても休講措置は講じない)	
	② JR山手線が全面不通の場合 ③ 山手線以外のJR線・大手私鉄等各線のうち3路線以上が同時に全面不通の場合	
自然災害・ストライキに起因する交通機関の運行停止の場合	JR線	埼京・川越線 (大崎～川越) 中央線 (東京～高尾) 総武(快速)線 (お茶の水・東京～千葉) 常磐(快速)線 (上野～土浦) 京葉線 (東京～蘇我) 京浜東北・根岸線 (大船～大宮) 東北(宇都宮)線 (上野～小山) 高崎線 (上野～熊谷) 東海道線 (東京～小田原) 横須賀線 (東京～逗子)
	③の対象となる交通機関 大手私鉄線等	東武東上線 (池袋～森林公園) 東武伊勢崎線 (浅草～東武動物公園) 西武池袋線 (池袋～飯能) 西武新宿線 (西武新宿～本川越) 小田急小田原線 (新宿～本厚木) 京王(新)線 (新宿～京王八王子) 京王井の頭線 (渋谷～吉祥寺) 東京メトロ線 (全線不通で1路線分とみなす) 都営地下鉄 (全線不通で1路線分とみなす) 東急東横線 (渋谷～横浜) 東急田園都市線 (渋谷～中央林間) 東急目黒線 (目黒～日吉) 東急池上線 (五反田～蒲田) 京浜急行本線 (品川～堀ノ内) 東京モノレール (モノレール浜松町～羽田空港第2ビル) ゆりかもめ (新橋～豊洲) りんかい線 (大崎～新木場) 京成本線 (京成上野～成田空港) 京成成田スカイアクセス線 (京成上野～成田空港) つくばエクスプレス線 (秋葉原～つくば) 日暮里・舎人ライナー (日暮里～見沼代親水公園)

■授業開始の条件

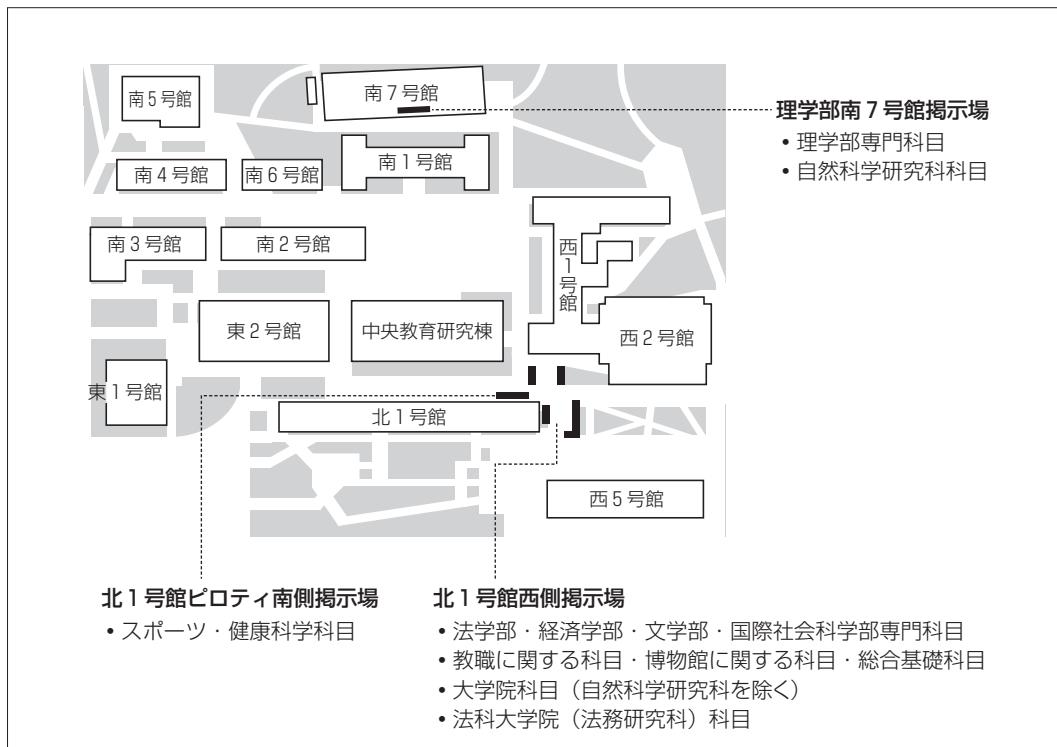
6:00までに	①②③の条件が全て解消された場合	⇒ 平常どおり授業を行う
6:00～10:00に	①②③の条件が全て解消された場合	⇒ 第3時限より授業を行う
10:00～12:00に	①②③の条件が全て解消された場合	⇒ 第4時限より授業を行う
12:00～14:00に	①②③の条件が全て解消された場合	⇒ 第5時限より授業を行う
14:00を過ぎても	①②③いずれかの条件が解消されない場合	⇒ 当日の授業を全て休講とする

## 8 掲 示

学生に対する伝達事項は、原則として掲示によって行う。

授業に関する情報（休講、補講、教室変更、試験の告知など）や緊急を要する掲示等はG-Portでも行う。

### ■ 教務関係の掲示場



## 9 試験

- 定期試験は、年度によってやや異なるが、おおよそ学期末試験を7月中旬から下旬にかけて、学年末試験を1月中旬から下旬にかけて各々実施する。また、授業科目によっては、この期間外に実施することがある。
- 学習院大学学則第45条の定めるところに基づき、各授業科目について、授業時数の3分の1以上欠席した者は、試験を受ける資格を有せず、当該科目的単位を修得することはできない。
- 試験の時間割は1～2週間前に掲示をもって発表する。科目によっては、平常の授業と曜日・時限・教室が異なる場合や、他の科目と合同で試験を実施する場合がある。
- 定期試験期間中の試験実施時間は、原則として下表の通りとする。ただし、気象に関する警報が発表された場合、自然災害・ストライキに起因する交通機関の運行停止の場合の措置については、授業と同様の扱いとする（「7 休講」参照）。

時 限	試験 時 間
第 1 時 限	9：00～10：30
第 2 時 限	10：50～12：20
第 3 時 限	13：10～14：40
第 4 時 限	15：00～16：30
第 5 時 限	16：50～18：20
第 6 時 限	18：40～20：10

左表の試験時間にかかわらず、120分の試験を行うことがある。  
実施にかかる詳細は、掲示をもって告知する。

- 履修申請した授業科目以外の受験は認めない。
- 受験の際は、必ず学生証を携帯し、試験時間中は常に机上に呈示するものとする。
- 学生証を携帯しない者は、いかなる事情があっても受験できない。ただし、学生センター教務課が特別に発行する「仮学生証（学内試験用）」を呈示する者に対しては、受験を許可する場合がある。
- 試験開始後20分以上遅刻した者は、受験を認めない。また、試験開始後30分を経過するまでは、試験場からの退出を許可しない。
- 試験場における座席は、番号札又は本学備付六法の番号によって指定する場合がある。その場合、学生は入室時に必ず番号札又は本学備付六法を受け取り、指定された席に座らなければならない。また、番号札又は本学備付六法は監督者の指示に従い必ず返却しなければならない。
- 着席後は、私語を慎み、筆記具その他あらかじめ許可されたもの以外を机上に置いてはならない。
- 携帯電話・スマートフォン等の通信機能を備えた機器については、持ち込みが許可されている場合を除き、必ず電源を切ってバッグ等の中にしまわなければならない。
- 手洗い等のため、一時退室することは認められない。
- 答案用紙には、黒インクのボールペン又は万年筆で記載すること。これ以外で記載した場合には無効となる。
- 答案用紙には、最初に学籍番号、氏名等所要事項を記入し、「答案作成上の注意」に従って答案を作成すること。
- 退出の際には、指示された場所に答案用紙を必ず提出しなければならない。解答を断念した場合も同様である。

16. この他、学生は、試験場においては、監督者の指示に従わなければならない。
17. 次の各号に掲げる行為は、これを不正行為として大学学則第70条に基づき懲戒を加える。  
不正行為があった場合には、訓告、停学又は退学とし、履修単位の無効措置の処分を行う。
- (1) 番号札や本学備付六法を交換すること。また、これに応じること。不正使用の目的をもって故意に番号札又は本学備付六法を持ち帰ること。
  - (2) 持ち込みを許可されていないノート、教科書、参考書、携帯電話・スマートフォン等の電子機器等を参照すること。
  - (3) 持ち込みを許可された六法、辞書等に不正行為を目的としてあらかじめ書き込みをすること。
  - (4) 試験時間中にノート、教科書、参考書、携帯電話・スマートフォン等の電子機器等を貸借すること。
  - (5) 代理受験を依頼すること。及び代理受験すること。
  - (6) 他人の答案をのぞき見て写したり、自己の答案を写させたりすること。
  - (7) 私語すること。
  - (8) 試験監督者の指示に従わないこと。
  - (9) 上記各号の不正行為に類する行為をすること。

## 10 追試験

やむを得ない事情によって所定の日に試験を受けられなかった者で、次に掲げる期間に詳細な理由を具して願い出た者に対し、本大学院教授会の議を経て追試験を許可する場合がある。

### 1. 出願期間

- (1) 試験時間割が掲示された日から試験期間最終日の3日後まで  
(ただし、この「3日」には、土曜日・日曜日・祝日は含まない)
- (2) 手続時間は下記のとおり

曜 日	手 続 時 間
月～金曜日	8：50～16：00
土曜日	8：50～12：00
日曜日・祝日	閉室（ただし、8月は土曜日も閉室）

## 2. 追試験に関する手続

以下に示す(1)(2)(3)(4)すべてを所定の期間内に学生センター教務課へ提出すること。

(1) 追試験願	学生センター教務課にて受領のうえ、受験できなかつた理由を詳細に記入し捺印のこと。
(2) 各種証明書	試験当日に受験できなかつた事情を証明するもの ① <b>交通機関遅延の場合</b> …遅延証明書（ただし、鉄道に限る）及び自宅から大学最寄駅までの経路の説明書類 ② <b>本人の病気の場合</b> …試験当日の状況を確認できる医師の診断書（学校感染症と診断された場合は、「登校証明書」でも可） ③ <b>家族（3親等内の血族又は姻族）の重篤な病気の場合</b> …試験当日の状況を確認できる医師の診断書 ④ <b>葬儀等の場合</b> （3親等内の血族又は姻族の死亡に限る。法事は対象外）…会葬礼状又は埋葬許可証（写）等 ⑤ <b>就職試験等の場合</b> …日程の変更が認められない「就職のための試験等」により拘束された日時が明記された会社等の印がある書面（添付できない場合には、拘束されていた事実を確認できる文書） ⑥ <b>課外活動の場合</b> （国際大会又は全国大会への参加を公的な競技団体等から要請された場合に限る）…公的な競技団体等から発行された参加要請文書及び大会要項 ⑦ <b>裁判員又は裁判員候補者に選ばれた場合</b> …裁判員職務従事期間についての証明書又は出頭した裁判所で出頭日の証明を受けた「選任手続期日のお知らせ（呼出状）」 ⑧ <b>災害・事故等の緊急を要するやむを得ない事由の場合</b> …試験当日の状況を客観的に説明できる書類（本人以外が作成したものに限る）
(3) 追試験受験料納付書	中央教育研究棟1Fエスカレーター横、又は学生センター教務課前の証明書自動発行機で発行を受けること。 ① 受験料は、1科目につき1,000円である。 ② 交通機関遅延の場合（ただし、鉄道に限る）は、受験料を徴収しないこととする（追試験受験料納付書不要）。
(4) G-Portの 「履修確認」画面の プリントアウト	

## 3. 注意事項

- (1) 教授会において出願科目が不許可とされた場合には受験料を返還する。この場合は、学生センター教務課から本人宛てに通知する。
- (2) 必修科目において追試験の要件を満たさなかつた場合、次年度の進級が不可能になるので、試験期間中は健康等に十分留意すること。

## **11 成績評価**

1. 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種に分け、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。
2. その年度に履修した授業科目の成績は、学期末の9月初旬と学年末の3月上旬にG-Port上で発表する。
3. 成績は、発表後、速やかにG-Port上で各自「成績照会画面」を紙媒体に出力のうえ、大切に保管すること。
4. 成績に対し疑義がある場合は、所定の期間において、成績調査願を提出することで、調査を依頼することができる。成績調査願の受付は、9月及び3月で、提出先は学生センター教務課とする。詳細は掲示にて確認すること。

## **12 留 学**

1. 大学学則第41条が規定する留学については、一定の条件を備えた場合に限り、外国の大学での修得単位を本学の単位に認定する。
2. 留学の諸手続については別に定める。

## 平成31年度 法科大学院開講科目および担当者一覧

必修選択	科目群	授業科目（講義題目）	副 題	単位	配当年次	開講期間	担当者
必修科目 法律基本科目	公法系 憲法	憲法入門1	総論・統治機構	2	1	第1学期	青井 未帆 教授
		憲法入門2	基本的人権	2	1	第2学期	青井 未帆 教授
		憲法1	総論・統治機構	2	2	第1学期	野坂 泰司 教授
		憲法2	基本的人権	2	2	第2学期	野坂 泰司 教授
		行政法1		2	2	第1学期	大橋 洋一 教授
		行政法2		2	2	第2学期	大橋 洋一 教授
	民事法系 民法	民法入門1	民法総則・物権法	2	1	第1学期	岡 孝 教授
		民法入門2	債権各論	2	1	第1学期	原 恵美 教授
		民法入門3		2	1	第2学期	水野 謙 教授
		民法事例・判例研究1	判例を読む力につける	2	1	第1学期	竹中 悟人 教授
		民法事例・判例研究2		2	1	第2学期	大村 敦志 教授
		応用民法1	民法総則・物権法	2	2	第1学期	竹中 悟人 教授
		応用民法2	債権各論	2	2	第1学期	岡 孝 教授
		応用民法3		2	2	第2学期	山下 純司 教授
		応用民法4	担保法の検討	2	2	第2学期	原 恵美 教授
		家族法		2	3	第1学期	山下 純司 教授
	民事訴訟法系 商法	民法演習1		2	3	第1学期	水野 謙 教授
		会社法1		2	2	第1学期	松元 暢子 教授
		会社法2		2	2	第2学期	神田 秀樹 教授
		会社法3		2	3	第1学期	神田 秀樹 教授
		民事訴訟法入門1		2	1	第1学期	大竹たかし 教授
		民事訴訟法入門2		2	1	第2学期	大竹たかし 教授
		民事訴訟法		2	2	第1学期	長谷部由起子 教授
		民事訴訟法演習1		2	2	第2学期	大竹たかし 教授
		刑法入門1		2	1	第1学期	鎮目 征樹 教授
		刑法入門2		2	1	第2学期	鎮目 征樹 教授
刑事法系	刑法	刑法1		2	2	第1学期	林 幹人 教授
		刑法2		2	2	第2学期	林 幹人 教授

(次ページへ続く)

必修選択	科目群	授業科目（講義題目）	副 題	単位	配当年次	開講期間	担当者
必修科目	法律基本科目 刑事法系 刑事訴訟法	刑事訴訟法入門 1		2	1	第2学期	安村 勉 教授
		刑事訴訟法入門 2		2	1	第2学期	安村 勉 教授
		刑事訴訟法 1		2	2	第1学期	安村 勉 教授
		刑事訴訟法 2		2	2	第2学期	安村 勉 教授
		法学入門演習		1	1	第2学期	大竹たかし 教授
	法律実務基礎科目	法学入門講義	法科大学院生のための法学入門	2	1	第1学期	大村 敦志 教授
		民事訴訟実務	要件事実	2	3	第1学期	大竹たかし 教授 松村 昌人 教授
		刑事模擬裁判		2	3	第1学期	高橋 健 教授 中野 剛 特別招聘教授 木口信之 特別招聘教授
		刑事実務		2	3	第1学期	高橋 健 教授 中野 剛 特別招聘教授 木口信之 特別招聘教授
		法曹倫理		2	2～3	第1学期	高橋 健 教授
選択科目	法律基本科目	法文書作成指導 1	法実務基礎 1	1	2	第1学期	神田 秀樹 教授
		法文書作成指導 1	法実務基礎 1	1	2	第1学期	長谷部由起子 教授
		法文書作成指導 1	法実務基礎 1	1	2	第1学期	安村 勉 教授
		法文書作成指導 2	法実務基礎 2	1	2	第2学期	神田 秀樹 教授
		法文書作成指導 2	法実務基礎 2	1	2	第2学期	野坂 泰司 教授
		法文書作成指導 2	法実務基礎 2	1	2	第2学期	林 幹人 教授
		法文書作成指導 3	民事起案	1	3	第1学期	松村 昌人 教授
選択科目	法律基本科目	法文書作成指導 3	民事起案	1	3	第2学期	松村 昌人 教授
		法文書作成指導 4	刑事起案	1	3	第1学期	高橋 健 教授
		法文書作成指導 4	刑事起案	1	3	第2学期	高橋 健 教授
		憲法 3		2	3	第1学期	野坂 泰司 教授
		行政法 3		2	3	第2学期	常岡 孝好 教授
選択科目	法律基本科目	憲法判例研究		2	3	第2学期	青井 未帆 教授
		行政法判例研究		2	3	第1学期	櫻井 敬子 教授
		民法演習 2		2	3	第2学期	山下 純司 教授
		事例会社法		2	3	第2学期	小出 篤 教授
		商事法演習		2	2～3	第1学期	小出 篤 教授

(次ページへ続く)

必修選択	科目群	授業科目（講義題目）	副 題	単位	配当年次	開講期間	担当者
選択科目	法律基本科目	商法総則・商行為法		2	3	第1学期	小塚莊一郎 教授
		民事訴訟法演習2		2	3	第1学期	佐瀬 裕史 教授
		民事訴訟法演習3		2	3	第2学期	佐瀬 裕史 教授
		刑法演習1	刑法判例ゼミナール	2	3	第1学期	林 幹人 教授
		刑法演習2	刑法総合	2	3	第2学期	鎮目 征樹 教授
		刑事訴訟法演習		2	3	第2学期	安村 勉 教授
選択必修科目	法律実務基礎科目	公法訴訟実務		2	3	第2学期	櫻井 敬子 教授
		民事模擬裁判		2	3	第1学期	大竹たかし 教授 松村 昌人 教授
		民事手続法演習		2	3	第1学期	林 圭介 教授
		エクスターーンシップ		1	2~3	集中(第2学期)	野坂 泰司 教授 松村 昌人 教授
選択必修科目	基礎法学・隣接科目	比較法		2	2~3	第1学期	原 恵美 教授
		アメリカ法1		2	2~3	第1学期	紙谷 雅子 教授
		アメリカ法2	合衆国憲法の表現の自由	2	2~3	第2学期	浅香 吉幹 非常勤講師
		法理学1	選択の自由の意義を考える	2	2~3	第1学期	若松 良樹 教授
		法理学2	J.S.ミル『自由論』を読む	2	2~3	第2学期	若松 良樹 教授
	展開・先端科目	消費者法	私法の総括としての消費者法	2	2~3	第2学期	大村 敦志 教授
		企業法務1		2	2~3	第1学期	高木 弘明 特別招聘教授
		企業法務2		2	2~3	第2学期	山田 和彦 特別招聘教授
		民事法総合演習1	民事保全法	2	2~3	第2学期	松村 昌人 教授
		民事法総合演習2	破産法	2	2~3	第2学期	松村 昌人 教授
		民事法総合演習3	民事執行法	2	2~3	第1学期	松村 昌人 教授
		民事法総合演習4	民事再生法	2	2~3	第1学期	松村 昌人 教授
		支払決済法		2	2~3	第2学期	小塚莊一郎 教授
		刑法法応用演習1	少年法	2	3	第1学期	高橋 健 教授
		刑法法応用演習2	刑事司法政策論	2	3	第2学期	高橋 健 教授
		労働法1		2	2~3	第1学期	橋本 陽子 教授
		労働法2		2	2~3	第1学期	橋本 陽子 教授
		労働法演習		2	2~3	第2学期	鴨田 哲郎 特別客員教授

(次ページへ続く)

必修選択	科目群	授業科目（講義題目）	副 題	単位	配当年次	開講期間	担当者
選択必修科目	展開・先端科目	租税法 1		2	2～3	第1学期	増井 良啓 非常勤講師
		租税法 2		2	2～3	第2学期	増井 良啓 非常勤講師
		経済法 1		2	2～3	第1学期	大久保直樹 教授
		経済法 2		2	2～3	第2学期	大久保直樹 教授
		知的財産法 1	特許法	2	3	第1学期	横山 久芳 教授
		知的財産法 2	著作権法	2	3	第2学期	横山 久芳 教授
		国際経済法		2	2～3	第1学期	阿部 克則 教授
		国際私法 1		2	3	第1学期	神前 祎 教授
		国際私法 2		2	3	第2学期	神前 祎 教授
		国際私法演習		2	3	第2学期	神前 祎 教授
		環境法 1	個別環境法	2	2～3	第1学期	常岡 孝好 教授
		環境法 2	環境法の一般問題	2	2～3	第2学期	常岡 孝好 教授

<MEMO>

<MEMO>



学習院大学学生センター教務課  
〒171-8588 東京都豊島区目白 1-5-1